

第八十回 参議院大蔵委員会会議録第二号

昭和五十二年二月二十二日(火曜日)

午前十時三十七分開会

委員の異動

一月二十八日

辞任

吉田忠三郎君

大塚喬君

一月二十九日

辞任

藤田正明君

栗原俊夫君

一月三十日

辞任

安田隆明君

栗原俊夫君

二月一日

辞任

土屋義彦君

鷗山威一郎君

二月二日

辞任

上條勝久君

坂野重信君

二月三日

辞任

吉田忠三郎君

栗林卓司君

二月四日

辞任

青木一男君

福岡日出磨君

委員長の異動

一月三十一日岩勤道行君委員長辞任につき、その補欠として安田隆明君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長

安田隆明君

理事

上條勝久君

大蔵省主計局次長

戸塚進也君

農林大臣官房審議官

野々山一三君

農林省農林經濟局長

矢追秀彦君

農林省構造改善局長

岩勤道行君

農林省農蚕園芸局長

糸山英太郎君

河本嘉久藏君

坂野重信君

坂崎均君

中西一郎君

桧垣徳太郎君

福岡日出磨君

藤川一秋君

宮田輝君

竹田四郎君

福間知之君

村田秀三君

吉田忠三郎君

和田静夫君

鈴木一弘君

近藤忠孝君

渡辺武君

田渕哲也君

政府委員

衆議院議員

大蔵委員長代理

理事

国務大臣

大蔵大臣

坊

鈴木善幸君

大蔵政務次官

農林大臣

山下元利君

議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

高橋元君

農林大臣官房審議官

大倉眞隆君

農林省農林經濟局長

今村宣夫君

農林省構造改善局長

森整治君

農林省農蚕園芸局長

堀川春彦君

農林水産技術会議事務局長

下浦静平君

水産庁長官

岡安誠君

事務局側

常任委員会専門員

杉本金馬君

説明員

気象庁予報部長

青田孝義君

期予報課長

吉田忠三郎君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件
○昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)○租税及び金融等に関する調査
(財政及び金融等の基本施策に関する件)○農業共済再保険特別会計における農作物共済に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(安田隆明君) 大だいまから大蔵委員会を開会いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

私はこのたび当委員会の委員長に選任されました。まことに微力ではございますが、委員皆様方に御協力を得まして当委員会の公正、円満な運営を心がけたいという所存でございます。諸先生の御指導と御協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

なお、岩勤前委員長から、きょうここに出席しましてございさつ申し上げるはずでございましたが、積雪のためにその機を得ませんので、皆様方によろしくとの御伝言がございました。御報告を申し上げます。

許可することに御異議ございませんか。

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事辞任に伴い、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に上條勝久君を指名いたします。

○委員長(安田隆明君) この際、委員長から委員会の運営に關し一言申し上げます。

法案の審議は、通常、大臣から財政及び金融等の基本施策について所信を聴取し、一般質疑を行った後審議に入るのを例としているのですが、諸般の事情により、やむを得ず本日法案の審議に入りますので、よろしく御協力をお願ひ申し上げます。

○委員長(安田隆明君) 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。まず、衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君から趣旨説明を聴取いたします。山下君。

○衆議院議員(山下元利君) ただいま議題となりました昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金について、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、二月十六日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御承知のとおり、政府は、昭和五十一年度におきまして水田の総合利用を推進するため、その一

環として稻作の転換を行う者等に対し、奨励補助金を交付することといたしておりますが、本案は、

この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることがあります。

したがいまして、個人の場合は、その所得の計算に当たり、五十万円までの特別控除が認められ、これを超える部分の金額につきましても、その半額が課税対象から除外されることになります。また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないことになるのであります。

なお、本案により国税の減収額は、昭和五十一年度において約三億円と見積もられるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申しあげます。

○委員長(安田隆明君) それではこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野々山一三君 提案者であります衆議院側の山下委員に伺いたいのでありますけれども、この法案の内容についてはその都度、年度ごとに若干内容が違うんですけども、本質的には昭和二十六年以降ですか、ずっと議員立法で、しかも時限立法というかこうでこう続いておるわけです

けれども、そこで、この委員会では、五十年の審議のときに審議の過程を通していろいろ問題がございました。その結果、当時の委員長塙垣徳太郎君が特に発言をいたしまして、「この際、一言委員長より申し上げます。」ということ、「これ

までの質疑の過程を通じて、委員各位より妻、大豆等の奨励金について税制上の特例を講すべきであるとの意見がありましたが、わが国の食糧自給率が問題とされている折から、これに対する今後の農政の進展に即応し、各種の施策が講ぜられた場合には、税制面においても必要に応じ特別措置のあり方を検討されるよう要望いたします。」といふ

わけで、時の政務次官梶木君から特に発言を求められまして、委員長の御要望につきましては、政

府といつてしましても真剣に検討いたします。こういう趣旨が述べられ、かつ当時の理事である辻君が代表いたしまして、その政務次官の発言といふものは大臣の発言ですねといふ確認がされて、そのとおりだと、こう言われているわけですから、そこで政府側の代表者の発言は後で伺うことになりました。そこで大蔵委員会側がこれに對してどういうふうに対応されたか、これがまず第一問。

それから第二問は、去年のこの委員会における審議過程についても、山下さん、あなたが代表されてこの委員会においてなりまして、そして真剣に、真剣に検討いたしまして政府提案にするような趣旨にいたしますということをお約束されたときも、あなたは委員長じゃなしに理事だったわけですが、今度も代表していらっしゃっているわけですから、同じ人なんで同じ資格でしょう。衆議院ではどういうふうに真剣に、真剣に本当に検討されて、議員立法じゃなしに政府案として時限立法じゃなしにしましようということを検討されたのか、それを詳細にひとつ、本当に詳細に、本当にうそじゃないように言つていただかなければなりません。したがいまして、その法案の提出等につきましては、慎重に検討いたしましたのですけれども、やはり予算措置と税制というもののあり方に

ござります。しかしながら、私どもいたしました

考へ方に基づいて判断されるべきである、予算措置とは別個の問題であるという判断を示すものでございます。

その税法上のとり方についてはやはり税法固有の考へ方に基づいて判断されるべきである、予算措置とは別個の問題であるという判断を示すものでございます。しかしながら、私どもいたしましたことは、水田総合利用奨励補助金につきましては、水田総合利用奨励補助金につきましては、これはやはりこの事柄の性質上、何としても予算の措置は予算の措置ながら、税制と申しますが、

その税法上のとり方についてはやはり税法固有の考へ方に基づいて判断されるべきである、予算措

置とは別個の問題であるという判断を示すものでございます。

しかしながら、私どもいたしましたことは、水田総合利用奨励補助金につきましては、

これはやはりこの事柄の性質上、何としても予算の措置は予算の措置ながら、税制と申しますが、

その税法上のとり方についてはやはり税法固有の考へ方に基づいて判断されるべきである、予算措

置とは別個の問題であるという判断を示すものでございます。

この法律案につきましては、別個のものであるという観点を崩すことにはできませんものでございまして、その法案の提出等につきましては、このような形において提案させていただきましてお答え願えますか。

たゞ、この法律案につきましては、昨年のお答えの経緯から考えましても十分でないことと反省いたしている

金が稻作をやめさせるという異例な政策に基づくものでございますので、政府としてもあえて反対しないという形になりまして、私どももこの議員提案に賛み切つてあるわけでございます。以上の点で御理解賜りたいと思う次第でございます。

○野々山一三君 一時所得というは何年ぐらいいのを一時所得と言うんでしようか。

それから予算措置にしてあるけれども、その税制上は別なんだ
あなた知恵だから、ひとつよく教えてください。
別なんだと言つけれども、その税制上は別なんだ
といふ別とは何ですか。私もよくわからぬので、
やつがわかるようにしていただきませんか。
○衆議院議員（山下元利君） また、私の足らざる
ところは政府からも御答弁があるだらうと思ひます
が、一時所得というものは、あくまで一回限りの
一時所得であると思うわけでございまして、ところ
が、實際問題として何年間か支給されることなどが
予想されるものが一時所得として適當であるかどうか
うかということは、私どもも実は問題があると
思つております。ただ、この補助金が一回限りで
はありませんけれども、期限が明確に区切られて
おりますので、私どもの判断いたしまして、一
回限りということには問題があるけれども、期限
が限られているということと、それからその補助
金の性格が何としても異例のものであるといふこと
から、これは一時所得としてみなして、判断して
差し支えないかと、このように思った次第でござ
ります。
それから第二点は何でございましたかな。
それでよろしくうござりますか。
○野々山一三君 予算と税制はどういう関係ですか。
○衆議院議員（山下元利君） まことに失礼いたしました。

る側の立場に立ちますると、その性格に応じてやつぱり課税の形が決められるものであるとのように考へるわけでござりますので、水田総合利用奨励補助金として予算に計上されたから、それが直ちに税法上一時所得になるというものでもない。それはあくまでその支給を受けるものについて独自に税制の立場から判断すべきである。ところで、この水田総合利用奨励補助金につきましては、先ほど來申しておるところよりの事情でございまして、異例の措置でござりますので一時所得として扱うのもやむを得ないんだと、このように思いましてこのような御提案をさせていただいた次第でござります。

○野々山一三君 そうすると、稻作転換を事業として進めるのは一時ですか、数年にまたがるのでですか。そこはどういうことでしようか。

○衆議院議員(山下元利君) それはちょっと……。

○野々山一三君 それはあなたに聞いている。

○衆議院議員(山下元利君) これはまあ農政上の大問題でござりますので、稻作転換を進めねばならないということは、私は率直に申しまして一回限り、一年限りのものではないとは思つておるわけでございます。ただ、毎年毎年交付されるものの性格を税制上どう判断するかという問題がござりますので、それは五十一年度についてはこれは一時所得として判断すべきであると、こう考えたわけでございます。しかし、この水田総合利用といふものが一年限りでとどまるかどうかにつきましては、私はこれは農政推進上の大きな問題でございますので別個の判断があるかと思うわけでございます。

○野々山一三君 そうすると、簡単に言うと特別な措置だと、こういうことですか。

○衆議院議員(山下元利君) 先ほど先生も御指摘のとおりに、いろいろ形は変わっておりますけれども、昭和二十六年からいろいろ米の特例が設けられたわけでございますけれども、そうした日本

の農政のあり方からいたしまして、いろいろと判断の結果、この昭和五十一年につきましてもやはりこれはその異例の措置と申しますが、特例として認めるべきではないかと思って提案させていただいているわけでございます。

○野々山一三君　まあどううんですかれども、特別な異例の措置、それを法律用語を使っていなやつによく似たやつはありますか、税制上。異例な特別な措置だとおっしゃるんですけれども、税制上そういうものを特別な用語を使っているようものはありませんかと聞いているんです。この法律の名目、水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律ということですけれども、それに類似するような特別な措置を法令で扱っているような事案はありませんかと聞いているんです。

○衆議院議員(山下元利君)　私の承知する限りにおきましては、毎年毎年このような臨時特例として国会の御審議をいただいている法案は、毎年毎年のこととしては他にないかと思つておりますが。

○野々山一三君　そのところ、先ほどの細かい言い方で、ひっかけたような言い方で相済まぬのですが、たとえば圃場整備というような事業に対して奨励金を出しまして、それで稻作転換を図る、こうしたことに対して給付されるものに対して税を減免する、こういう仕組みでしよう。たんばを表をつくるようにする、あるいは大豆をつくるようにする、あるいはなたねをつくるようになるといふことができるようなたんばに直していく、あれ何と言ふんですか。あなたも提案者ですから十分御案内だらうと思います。ああいう事業があたしたやあさつてすぐできるんじやございませんね。したがつて、長期にわたつて、数年にわかつてこの補助金を出して、そして稻作転換の奨励を図ることによって米の生産の調整を図り、他の農作物の生産量を高めることによって日本の食糧問題を解決していく一助にしようというわけでしょ。そうでしょう。それがたとえば半年ででき

あるでしょう。そのときに一年、一年、一年だ
し上げた話で、三年も四年も、そういう場合が
ございます。そういうものに対しても税制上特別の
措置を講するとおっしゃるんですけれども、他に
類似する法律はございませんか。まあ説導尋問み
たいなことをして申しわけないから、租税特別措
置というものはあれは何ですか。あれとの関係はど
りなるんですか。税制上と予算との関係もこれあ
りで、片方は補助金、奨励金で出していることに
してその転換を図らう、そのかわり税の上ではそ
の所得を一時所得とする。一年、一年だ。しかし、
実際は一年、一年どころじゃない。二年、三年、
五年という事業でやっている場合もあるんでしょ
う。あるんでしよう。あるんでしよう。一年、二
年、三年、五年ということでやっている圃場整備
事業なんというのもあるんでしょうと言つてい
る。それなら何で一年になるんですかといふぼく
は非常に単純な話を聞いてるんです。そんなむ
ずかしい話じゃないです。そのところはどうい
う違いがあるんですか。それが租税特別措置とど
ういう関係があるんですか。ここに書いてある臨
時特別に関する法律といふと租税特別措置法み
たいなものとはどういう関係があるんですか。ど
んなに違ひがあるんですか。提案者としてのあなた
の方はそこまでもちろん御検討なさっているんで
しょうから教えてくださいと、こう言つてます。
抗議しているんじゃない、教えてください。御教
授を願いたい。

います。本来でござりますれば、これもいろいろ考え方がございまして、あるいは単に毎年限りのものでなくって、何年間かの立法にするかという形につきましても、実は検討いたしたのでございりますけれども、先ほど申しましたように毎年度の予算に計上されたものについて、そのときの税の扱いをどうするかにつきまして、やはりこういう形で御審議願つた方がいいという結論に達したわけでございます。そういう予算の審議ということにも関連いたしますので、この長い期間にわたつてどうということは決められないという事情があると思うわけでございます。

それから、特別措置との関連でございますが、なるほどいろいろ租税特別措置がござりますし、これも言つてみれば毎年度の立法によるところの特別措置であることでございますけれども、他にもその特別措置法で決めておるのに、これはどうしてこういう形をとるかということから、先生の御指摘があるかと思うわけでございます。私どもそれは全く同感でございまして、ただ率直に申しますと、この補助金というものが、やはり直ちに課税においてこのような措置を講ぜらるべきものであるとも認められない点があるわけでございりますが、ただやはりこの水田の総合利用を推進するため、その一環として稻作の転換を行う者に対する特別に交付するというこの特性に着目いたしましての異例の措置でござりますので、こういう形になるわけでございまして、毎年毎年出すといふ点についての御指摘はさぞそながら、やはりそういう異例の措置であることによるやむを得ないことと私どもも考えて、このような提案をさしていただいたわけでございます。

○野々山一三君 予算上、一年一年の予算を組むということは、これは単年度主義をとっているたまえから言えば当然なことでして、その議論をイコールその一であるからこの稻作転換のために単年度限立法として処置しなければならぬという理屈にはどうも私納得できないのです。いま一生懸命お答えいたいたけれども、ようわから

ぬ。私の頭が悪いのか皆さんの——そのところをもうちょっと説明してください。

それから、そういう意味で具体的にちょっと申し上げたいのは、先ほど圓場整備なんというのは数年にかかるでやつていますね。それと同じような意味で、たとえば大豆、いま日本にどれだけでさきて、よそからどれだけ買ってきて、それで自分でつくつて自分で売つているやつがどうなつておつて、どこを通してとか、農協を通して売つているやつが何トンで、どれだけ足りなくて、これからは来年はどれだけつくりたくて、再来年は幾らつくりたくて、二十年後にはどれだけつくりたいか、ひとつ正確な数字を教えてください。

○政府委員 堀川春彦君 大豆につきましては、私どもは農産物の自給見通しを持つておりますが、大体現在の、五十年でございますが、状況では自給率は4%ということになつておるわけでござります。これをできるだけ引き上げたいというふうに考えておりまして、六十年における大豆の自給率を、先ほど申しましたような現状から引き上げてまいりまして、六十年には一三%に引き上げます。

○衆議院議員(山下元利君) 大変私の説明が至らぬ点でいろいろ御迷惑をおかけしておりますけれども、先ほど補助金が実は五十一年、五十二年、五十三年という形になつておりますので、このようになるわけでございまして、毎年毎年出すといふ点についての御指摘はさぞそながら、やはりそういう異例の措置であることによるやむを得ないことをと私どもも考えて、このような提案をさしていただいたわけでございます。

○野々山一三君 ぼくは、声が小さければもうちょっと大きい声でしゃべります。

来年は何トンできて、再来年は何トンできて、その次は何トンできて、二十年後には何トンでくるんですか。それからよその国からどれだけ輸入してきているんですか、どういうふうに食べられているんですか、使われているんですかと、このよ

との趣旨を聞いたでしょ。聞かなかつたですか、聞こえなかつたですか、答えるのがいやなのです。

か。四%とかなんとかいう話はもう五十年の審議のときに言つた数字と同じですよ。会議録読みましょ。こんな答弁してもらはんなら答弁してもらわぬで結構ですよ。委員長、処置してください。

それから、山下さん、申しあげないけれども、先ほど私、会議録をちょっと申し上げたが、あなたがいつも出ていらつしやるもんだから言うわけじゃないんですねけれども、五十年の審議のときも「真剣に、真剣に」とこんなふうに書いてある、山下元利君と書いてあるところの下の方に、「税制面においても特別措置のあり方について真剣に、真剣に検討しますと、『真剣に、真剣に』というから、もう一遍真剣にと言わなければダメなんですか。あなたは一体何党に属していらっしゃるんですか。あなたはいまの政府とどういう関係の党に属していらっしゃる理事さんですか。与党ですか、野党ですか、何党でございますか。政党政治というものはどういうもんですかといふことをちょっと聞いてみます。それから参議院といふものはどういうもんですか。解説をしてください。長文でも結構です。何時間でも結構ですか。わかるようにしてください。あなたの方で提案されたことをお聞きしてみます。それから参議院と

の答弁は大臣の答弁ですということをおっしゃつた、前の政務次官、いらっしゃるんですから、あなたの心境をまずお聞きします。そこからでないとこれは話になりませんぜ。これは

は自由民主党でございまして、政府とは与党との関係にあるわけでございまして、この法案の審議につきまして、政府とは緊密な連絡をとりまして、それで最終的な結論といたしましてこのようない形で御審議を願つたわけでございます。衆議院にございまして、大蔵委員長提案ではございますけれども、その際におきましていろいろその立場において努力をいたしたものでございます。

ただこの法案の作成過程におきまして、実は

それからまたもちろん国会の二院制度のありますにつきましては、私から申しますまでもなく、両院の意見が一致いたしまして初めて国会としての意思になるわけでございますが、ただいまのところは衆議院の大蔵委員会としての意思をもちらして、御審議を仰いでいるわけでございます。

ただこの法案の作成過程におきまして、実は昨年もまた昨年も、いま御指摘のとおりに、議事録にありますとおりに、「真剣に」と、特に昨年は「具体的に」と私はお答え申しておるわけでございませんけれども、真剣に具体的に検討すると、こういうことのお約束を申し上げて、その検討をいたしました結果、またこのような形になりました提案させていただきことにつきましては、まことに申しわけないとと思うわけでございますけれども、ただ先ほど来て、申しておりますとおりでございまして十分な検討をいたしましたけれども、この補助金であるから、これをあるいは時限立法にするとか、あるいは政府提案にするという結論を得られなかつたものでございます。それらにつきましては引き続きさらに政府とも真剣に努力して、いろいろ考え方がございますが、やはり予算と歳出と、それから税制というものの関係につきまして十分な検討をいたしましたけれども、

つきましては引き続きさらによつて解釈していきますか。あなたがお答えの後に、政府

を代表してどなたか—— 藤井君—— 横木君は、私

予算措置も講ぜられておるところでございまして、その税務上の措置につきましては、それと一緒にということにはどうしてもならぬものでござりますから、税制上の扱いといたしましてはこの年計画になつたわけですけれども、少なくとも、たとえば三年計画なら三年計画、五年計画なら五年計画であるならば、税もやはりそういうことでいいではないかといふ先生の御指摘は、私ども同じ議員の立場といたしまして十分理解さしていただきますし、今後——このたびの審議の過程におきましても、私どもは十分それを念頭に入れて作成いたしたわけでございますけれども、やはり先ほど申しましたように歳出は毎年あるというわけです。それでまたこの補助金については、当然それは税制上こうなるという性格のものではないと申しますが、そのうえで、このたびの審議の過程において十分な結論が得られなかつたものでございます。引き続き、今回も検討さしていただきましたことを申し上げておしおりをいたくわけでござりますけれども、さらに努力さしていただきたいと思う次第でござります。

○政府委員(齋藤十郎君) 当時の榎本政務次官が

お答えをいたしましたのは、麦、大豆等の生産奨励の補助金に対する取り扱い等について十分検討いたしますと申し上げたことだと思ふわけでございますが、この点につきましては、当委員会の御審議の経過などにのつとりまして、私どももこの麦、大豆等の生産奨励補助金の取り扱いについて大蔵、農林両省が慎重に、かつ具体的に真剣に検討をいたしてまいりました。御承知のように麦、大豆等の生産振興策といたしましては、歳出面におけるもろもろの措置をいたしましたこれを拡充いたしておるわけでございまして、そういうつたま現在でござりますので、当面税制の面においては従来どおりのお取り扱いに願えないものだらうかといふ結論に達したわけでござります。

○政府委員(堀川春彦君) 先ほど来先生のお話の

中で、何年かにわたって土地条件の整備等、転作を可能ならしめるための計画的な事業の推進があるのではないかというそと、そういうようによくありますから、予算で単年度奨励金をかかかへてやる土地条件整備等と、この奨励金との関係いかんと、恐らくそういう御趣旨でお話をあつたものと思うわけでございます。これにつきましては、私どもこの奨励金と関係なしに、米が過剰の基調にあるということを念頭に置いて土地改良事業を何年かにわたりて計画的に推進をするという仕事を別途やっております。それは土地改良事業でございますので、国の補助金なり県費の補助なり、いろいろ事業の形態はいろいろございますが、そういう国の負担があるは県の負担が行うという事業は別途ござります。そういう形で行われるもののが別途ございますが、これにつきましては大豆なり、あるいは麦なり、そういう形に水田を転換をするために、水稲作を転換するために出すための奨励金でございます。その奨励金自体がどのように使われるかということにつきまして、この奨励金は経費的な性格も一部持っておりますから、したがつて、たとえば出した奨励金が次年度のさらに他の作物に転換しやすいようになりますから、したがつて、たとえば出ました奨励金も当然あり得るわけでござります。しかし、それはそういうふうに年次計画をもちまして、たとえば大豆なら大豆、飼料作物なら飼料作物にこなして、このたびの審議の途中の年次計画といふのを特に細かく持つておるわけではございません。しかし、いずれにいたしましても、大豆は国内で需要がございまして、しかも大量のものを外国に依存をしておるというような現状からすれば、できるだけ国内の自給を高めたいという方針なり意図を持っておるわけで、それを六十年見通しの中に掲げておるということでござります。

○野々山一三君 いま大豆の話でござつても、細かい数字はどうしてもおっしゃらないものだから、ようわからぬですけれども。

それで、時間がないから細かい数字をいま改めて聞こうとしませんが、いまお答えになつた六十

年まで、その大豆を六十年まで——以降ももちろん続くでしようけれども、六十年まではごく常

識的に見て年次計画をもつて累積したところ一三%ぐらいの自給率にしたいと、こういうことでしょう。そうすると、この大豆を生産するという次元から見たら、当然予算で単年度奨励金をかかへたものと思うわけでございます。これにつきましては、私どもこの奨励金と関係なしに、米ははつきりしますね、どうも違いますか。そんなのないんだ、来年になればまた世の中変わらんだと言われりや別問題。それなら時限立法といふ論理も成り立つけどね。それならまた逆に六十年まで一三%になるようにしますなんという理屈はおつしやらない方がいいんで。どっちですか。

○政府委員(堀川春彦君) 私どもが六十年見通しを持っていますのは、水田の転換による大豆作の増ということばかりではもちろんございませんで、六十年ぐらいたはその程度の大豆生産といふのを国内でやりたいという、その一応の計画、見通しというものを持つておることでござります。これにつきましては、単年度単年度は生産奨励措置、その他予算をもつていろいろと実行をしておるわけですが、単年度の具体的な、六十年見通しの途中の年次計画といふのを特に細かく持つておるわけではございません。しかし、いずれにいたしましても、大豆は国内で需要がございまして、しかも大量のものを外國に依存をしておるというような現状からすれば、できるだけ国内の自給を高めたいという方針なり意図を持っておるわけで、それを六十年見通しの中に掲げておるということでござります。

そういうことござりますので、私どもも、水田を転換して他の作物に転換をするということを考える場合におきまして、やはり大豆とか飼料作物でござりますとか、国内でももう少しやしかかりがありますと思ひますけれども、どういう理由ですかということをちょっと大蔵省にも聞きました。

○政府委員(堀川春彦君) 大豆に關します生産奨励補助金の出し方の問題でございますが、私どもとしましては、これにつきまして事務的に処理可能な方法でないと出せないわけでございます。

○野々山一三君 これが水稲から他作物に転換をするわけでござります。

これが水稲から他作物に転換をするわけでござりますて、ます何よりも農家の意欲がそういう形に向いてくる必要があるということで、これは單年

単年計画を立てましてやつておるというような状況でございます。

況でございます。

○野々山一三君 もう時間がないからばりばり

り聞きますけども、大豆の生産振興奨励補助金と

いうものを出すのは、どうやって補助金を出すんですか。どうも農業団体や法人で大豆をつくる。

売り出す。農協を通して売り出した者にだけトン

当たり幾らとか何俵当たり幾らというわけで補助金が出るわけですね。

そこで、あなたの言葉じりをつかまえるようでは相済まぬけれども、農家が大豆をつくるような意欲になつてもらいたい、そういう者に對して奨励金、補助金を出すんですけど、農協と農家とどう違うんですか。どう違うんですかといふ。そここのところの区分けを聞くんです。農協を通じて大豆を売り出さなければ、それに對しては金がおりてこない。去年は三千円ですか。ことは三千五百円ですね。農家が大豆をつくつて大豆需要者に売つたら、これは補助金の対象にならぬのはどういう理屈ですか。これが第二問なんです。

第一問は、あなたの言葉じりをつかまえたようでは悪いが、農家が大豆をつくるような気持ちはなつてももらいたい、そういうことによつて自給を高めたいという話と、農協を通して売り出した者にだけ補助金が出るというのはどういう理屈ですか。これは税を免除するという意味から大蔵省もかかることがあると思ひますけれども、どういう理由ですかということをちょっと大蔵省にも聞きました。

○政府委員(堀川春彦君) 大豆に關します生産奨励補助金の出し方の問題でございますが、私どもとしましては、これにつきまして事務的に処理可能な方法でないと出せないわけでございます。

ここで、その方法といたしまして、大豆なたね交付金暫定措置法という法律がございますが、この法律に基づきまして調整販売の対象になつたものと、それから指定種子生産補助等で生産されましたが、それから採種団体で販売される、これにつきましては系統も明らかでござりますし、数量の把握もできるわけでございます。

ので、したがいまして、この奨励補助金の交付も、この交付金の制度に基づきます交付事務手続に準じまして、農協の系統なり、あるいは農協以外でも、集荷団体といったしまして商人系の集荷組織がございますが、これらの傘下にありますところの登録集荷業者、こういったものを通じて数量確認の上支払うということにしておるわけでございます。それ以外の方針につきましても、もちろん検討はしてみたわけでございますが、数量の把握が困難であるということから実行をしておらないような状況でございます。

○野々山一三君 まあ数量の把握ができるくらいから、把握できやすい状態である農協として売り出されたものと、こういうわけですね。それなら聞きますけれども、大分前にモチ米を農協へ出して、今度は商社が売り買いして勝手に値上げをした事件がありますが、物は動かないで紙切れだけ、電話が動いただけ、ということで値上げしたような事例があるんですねが、あいのことでどういう関係がありますか。つまり、三年ぐらい前ですか、この委員会でも大問題になつた、あいのことで、この兼ね合いでどう感じますか。大豆でも一緒じゃないですか。違いがあつたらその違いを明確にしていただけりや、わかりやいいんですから。

○政府委員(堀川春彦君) いまお尋ねのことは、モチ米につきましてのいわば自主流通制度というものがございまして、自主流通制度に基づくのがございまして、流通の仕組みがございます。これは食管法のかきのもとといいますか、規制を受けつつやるわけでございまして、その枠の中で動くということになつておるものだと承知をいたします。そういう仕組みで動くべきものであるところ、そこに手続の欠缺や違法な事態があつたということであつたかと記憶をいたしております。

○野々山一三君 結局、細かいことはやめにしましがれども、モチ米が食管法に基づきますもので、農業団体を通してこう出ていると、それが出た顔へ入つてくるようなかつこうが起つたためにあ

あいの悪いことが起つたと、こういわけですね、簡単に言えば。その論理は大豆だって私は悪く言えばそういうことなんで、あなたの言われるのは、たてまえとしてその農業団体を通して大豆が売り出されたというものに対して、その数量を物差しとして補助金を交付する、その結果は生産農家にくわけですね、そうですね。金は、それに対して税金を免除してやろう、一定額免除してやろうと、こういうわけですね。そういう論理は大豆だって一緒にやないです。違う論理があつたら教えてくださいと言つておられますけれども、ちょっとそこそこはお答えがない。

それから、大臣がそういうところを通じて出たら生産ができるという論理は一体積極的にどういふ論理があるんですか。三百七十万トンから消費している日本で、四百ぐらいしか大豆がないわけで、それを六十年に向けて一三%にしようという計画があるんですから、あなたはどれだけ大豆をつくりましたねということをチェックすることか、農政上できないんですか。できない理屈が私にはわからぬ。そしてまた、できる理屈が解説されるならば、生産計画というものがあるからできるわけ、あるからできるということは、とりもなおさずそれに対して半年度としてこれを税制上優遇措置を講ずるという理屈だけではどうもおかしい。そこで、まあ山下さんおっしゃるのは、おまえの言う理屈もわかるんで、一日も早くこういうものは期限立法じゃなしに恒常的な法律として考へたいというような趣旨のことを言われたと解するわけですけれども、それについて税務当局としてはいま申し上げたような理屈からいつてどういふうに解明されるんですかということ。なぜかと、こういふことを聞くのはなぜかというと、一番最後に山下さんがお読みになつたやつの中の「稻作転換対策の必要性に顧み、あえて反対しない」の「あえて」とは一体どういう言葉ですか、その解説をしてください。本当はやりたいけれども、もしようがねえということですか、いやけれどももしょうがねえといふんですか、どちらですか、他方、まことに申しわけございませんが、表、

両方……

○政府委員(山内宏君) 大変厳しい点について御指摘を賜つてるのでございますが、私どもも院の御指示をいただきましてから長期間にわたりまして私ども内部ないしは農林省との間でいろいろ研究をしてまいりました。

で、まず水田総合利用奨励補助金の問題について申しますならば、これは從来の稻作転換奨励補助金と内容がほとんど共通して同じ形で配られることになります。この問題につきましては、先ほどから再三御指摘を賜つておりますように、必ずしも納税者が一回限り受け取るものではないという点で、本来その一時所得と考えるのはかなりむずかしい問題であるうかと基本的には思いますが、ただ、しかしながら一方この補助金につきましては、本来米をつくりたい、ずっとつづいて安定をした農業収入の確保をしたいというふうに考えておりますところの農民に対しまして、国の政策からいたしまして米をつくるのをやめていただけで、そのかわりに支給をするという、まあわざその意味での補償金的な性格も含まれておるであります。それで、その辺のところを勘案をいたし、かつまた何回かに分けてはもらいますけれども、ずっと将来無期限というものでもない、その辺のところを勘案をいたしまして、そういうものについて一時所得というふうに見て課税の合理化をやろうとしたのが院の御趣旨であるならば、私どももいたしましても、最初に申しましたように、すらっとそれが一時所得になるということになりますと、非常に抵抗はあるわけですけれども、いま申しましたような点から考えていたし方がないんではなかろうか、そういう趣旨で「あえて反対しない」ということを申し上げておるわけでござります。政府の申し上げることは、こういう場合にかなりけちな言葉が多いわけでございますが、「あえて反対しない」というのは、そういう意味ではありませんよと申しますけれども、いわばある程度の補助的性質を持つた補助金ということです。そのことだけちょっと確認して、あとは法律上の処理を考えますから、まずは

大豆につきましてこれまでずっと検討を続けてまいつたわけでございますけれども、この点は先ほどから御指摘もございますように、売り上げの数量に対しても幾らという形で支給されるものでございますので、先ほど申しました米の場合と異なりまして、要するにやりたいけれどもそれをやめて別な方に転換をするという性格でございませんし、それから売り上げの数量にスライドして支給をいたします補助金であります関係上、実質的にこれは価格の一部というふうに考えざるを得ないわけでございます。そういうふうなそもそもの補助金の支給の仕方が基本的に違うという点から考えまして、やはり税制として同じ扱いをするのはどうかというふうに考えた次第でございます。たゞ、院の御趣旨十分私どもも考えておりますので、先ほど政務次官から御説明申し上げましたように、やはり税制においては差がつかざるを得ないと存じますけれども、片や財政措置においてできる限りのしんしやくをしたというのが私どもの考え方の結論でございます。

○野々山一三君 時間がなくなりましたから、一言だけ最後に伺いますけれども、米はつくりたいが、過剰基調であるので、他に転換をしてくださる、それには奨励金、補助金を出しますが、税金を免除します。こういうのがたてまえですね。大豆はつくりたくないけれども、つくるのでしょうね。それが一時所得になると、どういふうに見て課税の合理化をやろうとしたのが院の御趣旨であるならば、私どももいたしましても、最初に申しましたように、すらっとそれが一時所得になるということになりますと、非常に抵抗はあるわけですけれども、いま申しましたような点から考えていたし方がないんではなかろうか、そういう趣旨で「あえて反対しない」ということを申し上げておるわけでござります。政府の申し上げることは、こういう場合にかなりけちな言葉が多いわけでございますが、「あえて反対しない」というのは、そういう意味ではありませんよと申しますけれども、いわばある程度の補助的性質を持つた補助金ということです。そのことだけちょっと確認して、あとは法律上の処理を考えますから、まずは

○政府委員(山内宏君) 御説明が悪かったと存じますが、基本的にやはりその受けます補助金の性格が、片方は米作を廃止をします。そのためにもらう、いわばある程度の補助的性格を持った補助金ということです。そのことだけちょっと確認して、あとは法律上の処理を考えますから、まずは

います。片や麦とか大豆の場合は、これはあくまでも生産に伴う奨励補助金でございます。そういう意味から申しまして、やはり実質的に価格の一部と考えざるを得ない。つまり補償的性格というのはそこ認められないという点が、基本的に違うところであろうかというふうに考えております。

○野々山一三君 要するに、簡単に言うと、米は余っているんで、米をつくても困るんでよそのものをつくってください、しょうがないからそれには錢をやります、税金はまけてあげます。一方はつくてもらいたいけれども、つくると言らんだからつくらせんだから、しょうがない、それは米をつくりたいやつとの差があつても、奨励だから錢をやるんで、税金はまけてあげません。そういうことです。

そこで、農林省と山下さんにお伺いするんだけれども、大豆はつくらぬことになつちやつてもいいというお考えなんですか。補助奨励という次元の言葉から見てどうなんですかということと、三百七十万トンも使つておるのに、十二、三万トンしかない、それでもつくらぬでもいいということなんですか。農業政策上、食糧政策上どういうことですか。そこのところをけじめをつけなくて、この問題の解決ができるんですか、ということをお聞きしたい、要するに、解決策を考えなくとも大豆はできるんですね。間もなく二百万トンくらいになるんですね、というのならそういうふうに答えてください。

○政府委員(堀川春彦君) 大豆ができるだけ国内で増産をしたいという気持ちは、これは変わりはないわけござります。したがいまして、大豆の生産振興奨励補助金のごとく、一俵当たり三千円、来年はこれをさらに増額いたしまして三千五百円にするつもりでござります。そういう生産奨励の措置をとるということを別途やつておるわけござります。それともう一つ並行いたしまして、稻作の転換を図るという政策を同時に実行しておるわけでございまして、その対象として大豆等国内

でやはり生産を伸ばせるものを、転換先の作物として選ぶということも、これまた当然のことであろうと思います。そこで、一般に生産を奨励をしたいという趣旨で出します一俵当たり幾らと、これは生産を伸ばすための奨励補助金でござります。稻作転換の方は、いま御説明ございましたように、これは大豆のみに限りませんが、反別で交付をいたしまして、そして稻作の転換ができやす

いようとする条件整備の一端である、かように考えておりますので、同じく、結局農家に渡るお金でござりますけれども、性格は異なるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○衆議院議員(山下元利君) 粕作等について、生産奨励をしてもと増産してもらわにやならぬことは、私も先生と全く同感でござります。そのためには、政府も諸般の施策を講じることであると思つておいでございます。ただ問題は、税制上の扱いにつきましては、先ほど両省から御説明申し上げておりますとおり、衆議院大蔵委員会におきましては、まだ本当に真剣に具体的に聽取いたしましたのですけれども、やはりこの奨励金、補助金の性格が異なるという——これは、物の見方につきましては、また単にいろいろ検討の余地はあると思ってますけれども、ただいまのところ稻作についての問題と同様に解すべきではないと思うわけですね。何らの具体的な成果がないんじやないですか。

○鈴木一弘君 いまのこととずっと聞いておりましたけれども、聞いていて何か昨年と同じでむなし感じを受けますね。昨年のこの委員会で稻作

のときも「具体的に真剣に」ということで、それが生産を伸ばすための奨励補助金でございましたように、これは大豆のみに限りませんが、反別で交付をいたしまして、そして稻作の転換ができやす

いようとする条件整備の一端である、かのように考えておりますので、同じく、結局農家に渡るお金でござりますけれども、性格は異なるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○衆議院議員(山下元利君) あるいは両省からお答えになるかと思いますが、私から申し上げますとおりでございます。ただ問題は、生産奨励をしても本当に真剣に具体的に聽取いたしましたのですけれども、やはりこの奨励金、補助金の性格が異なるという——これは、物の見方につきましては、また単にいろいろ検討の余地はあると思ってますけれども、ただいまのところ稻作についての問題と同様に解すべきではないと思うわけですね。何らの具体的な成果がないんじやないですか。

○政府委員(斎藤十朗君) 御指摘の点でございま

すが、先ほども申し上げましたように、大蔵、農林両省で具体的な真剣に検討いたしてまいりました。先ほども御答弁申し上げましたが、生産奨励の授与に対する税制の考え方といいますのは、いま申し上げましたように、生産を奨励するための上積みといいましょうか、その所得の上乗せという、所得そのものである、こういうような考え方から税制の減免にはじまらないんではないかと、いうことの結論に至ったわけでございます。一方、生産奨励を農業政策として進めていくために歳出面での諸政策を拡充いたしてまいりました。これらの具体的な政策の拡充については、事務当局からまた御説明をいたしますけれども、そういうことで行つてまいったというところでひとつお認めをいただきたいと思う次第でございます。

○鈴木一弘君 これは提案者、具体的にこういうことになると、信用しないわけじやありませんけれども、一体どういうことが議論をされてきたのか、その点がわからないと納得ができないわけですね。必要とあらば、衆議院の大蔵委員の皆さんに来ていただきて、一人一人に聞いてみなくちゃいけないと思うわけでございます。それでなければ、とお話ししたわけでございまして、そしてまた、それに関する税制上のあり方につきましても真剣に検討いたしましたのでござります。それでなければ、とうていこのように御提案申し上げることはできなかつたわけでござります。ただ、そうしたことを見ましたところが、さらに税制上特別の措置を講すべき施策が講ぜられるかどうかにつきましては、まだそういうふうな判断に到達していないとお話ししたのでござります。それでなければ、とうていこのように御提案申し上げることはできませんけれども、一体どういうことが議論をされてきたのか、その点がわからないと納得ができないわけですね。必要とあらば、衆議院の大蔵委員の皆さんに来ていただきて、一人一人に聞いてみなくちゃいけないと思うわけでござります。

○衆議院議員(山下元利君) 先ほどから実は野々

山委員、また先生にも申し上げておりますとおり転換の減税の問題、補助金の減税の問題、このことから関連して、ここに座つておられる前委員長が、「政府は、今後の農政の進展に即応し、各種の政策等の施設及び税制上における特別措置のあり方について真剣に検討すべきものであ

ることでございまして、真剣に具体的に検討いたしました。ただ、そうした一つの補助金ならでは、先ほど来私が御答弁申し上げていることが補助金の性格につきましてどうするかにつきましては、まだそういうふうな判断に到達していないとお話ししたのでござりますから、今後農政の進展に即応いたしまして、いろいろの施策が講ぜられまして、あわせて税制上の措置が講ぜられる場合には、これは当然検討すべきであるということは、言うま

はもう当然具体的に、たとえば麦あるいは大豆の生産奨励補助金についてこれをどういうふうに税制上見るかについての判断をいたしませんことは相ならぬわけでございますが私どもとしては、ただいま御提案申し上げている水田総合利用奨励補助金につきましても政府の意見を聴取いたしましたところが、さつきも政府が申しましているようにすらつとはいかないと、こういうことになる、ここに問題がございます。すつとというふうに補助金が出て、それが税制上非課税の扱いができるようなものとは、考えるかどうかにつきまして非常にいわゆる検討したわけでございますけれども、なかなかそれは、それを一時所得として見るこということがすらつといかないとしたときに、まあ言つてみれば、やむを得ずこのような形になつたわけでございまして、そのような議論の経過といふものは、やはり具体的かつ真剣でなければこれは決定しないわけでございます。そのように御了解賜りたいと思う次第でございます。

○鈴木一弘君 水田総合利用対策で、こういうことで稻作転換いろいろしてくるわけですけれども、いまのような御答弁を聞いてみると、これは私は農林省自体一体稻作の方を中心というか、それを絶対に捨て切れないということじゃないんですか。その発想があるから税制上の方までどうも、転換の方まではやってもということで、しかしちょっととめるめばすぐ稻作に戻そうと、こういうことが基本にあって言つているんじゃないかなと思うし、今度の水田総合利用の問題でも生産量を削減するということだけは一生懸命やつてると、しかし、実際に適地適作をとつてやつていくのかどうかということになると、御承知のように新潟県で青刈りを強行したようなことになる。

で、果たしてこれは適地適作なんだろかなど、そういうところをはつきりしているんだろうかなどといふことをすると、一体お米について、あるいは農業全体の水田の総合利用——今後農業全体の中での水田の総合利用というものが、やはり

米偏重を脱しきれないから、こういう税の問題についても偏ったといふか、本当各種の奨励補助金についても税制上のことを考へるべきだといふ。われわれの、この委員会で理事も一致し、そうして委員長から発言のあつたことまでがいいが、これに扱われているんじやないかと、頭の中どこまでも稻作だけであつて、確かに転換の作物もここは大豆、主要作物そのほかありますけれども、そことのところでもちよこつと考えただけのことであつて、実際に稻作を転換して、きちつと今度は転換する、しないにかかわらず、大豆なり、麦なりのときの奨励補助金については税制上のものを考へるとなつたらへんばはなはだし、どこまでも行つても農林省というのは、農林じやなくて、米作省というふうに名前を変えた方がいいような感じを、この法律一つを見ても考へられるのですけれども、その点の基本的な姿勢をちよつと聞きましたのです。

その、私どもとしましては、これは五十一年の
そのような経過も踏まえ、五十二年におきまして
はさらに一層水田の総合利用の対策を強化する
いうことで、国内において生産の増大を要請され
ておる麦でございますとか、大豆でございますと
か、てん菜でございますとか、飼料作物、さとう
なものには反別で一定の条件に当てはまる場合に
おきまして、反当一萬円の追加奨励金を交付する
ということにいたしまして、米の過剰を解消につ
つ、国内で生産を増大する必要のあるもの伸ばさ
していく、かような考え方で対処しておるつも
りでございます。なお、このほかにこういった対
策だけでは不十分でございますので、麦につきま
しても、大豆につきましても、てん菜につきまし
てもいろいろの施策を総合的に講じながら、所期
の転作の目標を達成しつつ、国内で需要のある生
産に転換をしていくことなどにいたしたいと考
えております。

菜とか果樹などで、これは内地が多いわけでござりますが、これらは私どもかなり定着性が強いと いうふうに見ておるわけでございます。また、飼料作物でも有畜農家と結びついた飼料作物等につきましては、やはりこれも定着性が強いのではないかといふに考えておりますが、しかし全体として見ますると、やはり転換先の作物の定着性はかなり不安な要素が多いのが現状の姿ではなかろうかというふうに思われるわけでございます。どのくらいが定着しておるのかということにつきましては、さような正確なもの、これは把握の仕方がむずかしいんで、定着性についていろいろ申し上げることはいかがと思いますが、たとえば永年性植物あるいは養魚池等はこれは一たん転換したものがさらに水田に戻るということはほとんどないというふうに考えられますので、これについて見ますると、大体全転作面積の中で三割近いものがあるということから、これらについては三割程度は定着をし、もとに戻らないのではないかということが言えます。それからなお、その他の作物を入れまして定着性を考えるに当たりまして、私どもいろいろな調査をやってみておるわけでございます。四十八年、四十九年、五十年と調査をやってみまして、それがいろいろと調査の仕方も違いますし、いろんな数字が出てくるわけでございますが、大体五割程度の数字がいずれの調査でも出てまいっておりますので、したがいまして、それらを総合して申し上げれば、現段階において転作の定着性は三割から五割くらいの間に、あえて数字を申し上げれば、これにはいろいろの留保条件が必要かとも思いますが、そのような姿ではなかろうかと考えております。

申し上げますと、五十年の実績では、飼料作物につきまして五万五千ヘクタールが約五万ヘクタールということござります。それから豆類でございますが、小豆につきましては、前年二万一千ヘクタールが八千ヘクタールということで、これらとの差は水田に復帰したものが多いのではないかとうふうに考えます。

○近藤忠孝君 その戻った原因が何であるか、この点はどう把握していますか。

対します認識と申しますか、考え方方がやや安心をしたと申しますが緩んできたということが一つ一般的な雰囲気として言えるのではないかというふうに考へました。これは一層内にまぎれこむ

うに未だこれまでの如き一般的な夏風気と申しますが風潮の中で、やはり米作が年々、年によつて変動はござりますけれども、生産者米価の値上がりがござりますし、したがつて、相対収益性が

他の作物に比べまして有利であるというような、いわば価格関係、所得関係の要因が一つあると思っています。それからさらに、農業機械化が非常に進

展をした。たとえば、近年におきましては機械化の中で、田植え機の普及が目ざましいものがござります。稻作経営の中で田植えの段階の機械化が

従来むずかしかったのが、非常に容易になつたと
いうことでござりますと、かなりの面積を持つて
おりまして、雇用労力に依存をしないで稻作が

田植えの色合でも重くこがせるかよがれた糸が、一層従来よりも糸がつくりやすい作物になつた。というようなことで、さような労力面の心配もなしに稻作ができるといふような条件があるので

はないか。さらにいろいろ申し上げれば、転作先の作物で余り同じ作物をつくっておりますと、連作障害が起るとか、雑草の問題が起る、そういう

いうようなこともあわせて理由の一つに挙げられていないのでないかというふうに考えます。

○近藤忠孝君 答弁聞いておりますと、飼料作物でも、大豆でも、また野菜、雜穀あるいはソバ、いろいろあると思いますが、結局、農家としますと、転換奨励補助金があるから転換作物をつくる

ていく、こう見せるを得ないのじゃないか、こう

思いますけれども、どうでしょ。
○政府委員(堀川春彦君) やはり御指摘のとおり、転換奨励のための奨励措置がとられておるということによつて、一定の転作が維持され、あるいは確保されておるということは否めない事実だと思います。
○近藤忠義君 結局、稻作転換は定着性が乏しいということも出てまいりましたし、それから奨励補助金によつてかろうじて維持されておると、こう言つても言い過ぎでないということになりますと、昭和五十三年度に打ち切りになる水田総合利用奨励補助金をとても打ち切るわけにはいかないと思いますが、どうでしようか。そして昭和五十二年度の予約米限度数量も稻作転換目標面積も決まって、ことしの作付を目前に控えた農家ではこの点を大変心配しておるんです。
そこで、これについては農林省、大蔵省のひとつ御答弁をいただきたいと思います。
○政府委員(堀川春彦君) 五十二年度の水田総合利用対策の方向については、すでに予算でも御審議願つておるとおりのこととで進めてまいりたいと、いうことで決まっております。なお、水田総合利用対策は一応五十一年度から五十三年度までの三年計画でやつていくことになつておりますが、五十三年度以降といいますか、五十三年度の水田総合利用対策をどう具体的に展開するかということは、これは今後の問題でございます。私どもいたしましても、五十三年度の問題についてもいまから検討をするということに相なつておるわけでござります。内容的にどういうことにしなければならぬか、これからの方針だといふふうに思つておるわけをございます。
○近藤忠義君 大蔵省はどうでしょ。
○政府委員(高橋元君) 米の生産調整に関連して、水田総合利用奨励補助金の取り扱いをございますが、ただいま農林省からお話をございましたように、五十二年度予算では、転作の特別加算という制度を設けて、昨年度九一%に終わった水田

の転作の実効を上げていきたい、水田総合利用対策を強化したい、こういうことでござります。しかしながら、五十一年におよそ三年間ということとで現在の水田総合利用対策が決まったわけでございますが、五十三年度とのようなあり方にすべきかということにつきましては、米の需給改善策の総合的検討の一環ということことで、農林省でいませつから御検討中であるようでもございまして、私どもいたしましても、その結果を伺って協議しながら五十三年度の問題を取り扱っていきたい、こういうふうに考えております。

○近藤忠孝君 そこで、結局結論としまして、こういう定着性が不安定であるという理由は、転換作物の収益率が低いこと、それからさらに価格変動の問題もあると思います。そこで、稻作から転換しても、稻作並みの収益率が得られるし、またその価格が安定していることがどうしても必要だと、こう思います。そういう意味で、昭和五十二年度には米と転換農作物との相対価格について、また転換農作物の価格を安定させる方法について抜本的に検討すべきである。こう思いますけれども、これについても農林省の答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) 確かに、おっしゃるような稻作と畠作物との関係につきましては問題がござりますので、私ども何も価格政策だけの問題ではないというふうに思いますが、価格政策も非常に重要な働きをするものであると認識しておりますので、最近の米の過剰傾向がますます強まりつつあるという事態を深刻に受けとめまして、省内でも価格政策検討委員会といふものを設けまして、水稻と他作物との関係を含め農作物の相互間の価格関係の調整をいかに図っていくかという角度から検討を開始しておるところでございます。

○近藤忠孝君 結構です。終わります。

○田淵哲也君 まず山下先生にお伺いをしますが、この法案の目的を端的に御説明願いたいと思

○衆議院議員(山下元利君) 政府といたしては、昭和五十一年度におきましても、水田の総合利用地を推進するため、その一環として稻作の転換を行なう者等に対し奨励補助金を交付するとしておるわけでござります。この奨励補助金につきましては課税をどうするか。所得税及び法人税につきましてこの負担の軽減を図るためにただいま御提案申し上げているような所得税、法人税に通ずるところの特別措置を講じておるものでございまして、この稻作転換対策の必要性に顧みまして、耕制上の措置をこのように講じさせていただいたのがこの趣旨でございます。

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕

足しておる大豆とか麦とか飼料作物、こういうものに変えていこうという、そういう政策目的を持つのですね。

○衆議院議員(山下元利君) 稲作転換につきましては、農政の方向は先生御指摘のとおりであると思うわけでございますが、まあそうした意味と、同時に、七ほどの御説明申し上げましたことに

同様にまた「少しだとでも御説明申し」いたしましたが、
りに、昭和二十六年以来種作につきましては、課
税上の特例を講ぜられておる経緯も十分考え方ま
で、この昭和五十一年度からは水田総合利用獎

補助金と相なりましたが、従来の経緯もかんがみ
また同時に稻作転換といふこの必要性にかんが
ましての政策的な課税の措置であると、このよ

に考えておる次第でございます。
○田淵哲也君 私は、そういう政策目的については、全く妥当だと思いますし、賛成するもので

りますけれども、そういう目的のためにこの制度が本当に効果を上げておるかといふと疑問を感じ得ないわけです。先ほどもこの定着率の問題で、

質問があるまいし大それとも何を聞きたいか、その定着率は大体三割ないし五割ということになります。私は本当に、農業政策としてこういう的を到達しようとする、こういう法案だけじ

第五部 大蔵委員会会議録第一号

昭和五十二年二月二十二日
【參議院】

本的なものが伴わなくては、こういうものは本当に一時しのぎであり、へたをすれば死に金になってしまふおそれもあるんじやないか、こういう気がするわけです。農民の方が有利な稻作から奨励金が出て減税措置も講じられるから、無理してほかの作物つくるけれども、しかしそれは一時のぎであって、いずれまた将来は稻作に転換した方が有利となれば転換するわけです。だからそういう状態を放置したままこういう制度だけつけるといふのは、これは政策的には全くむだ金じゃないかと、私はそういう気がするんですけれども、これいががですか。

○衆議院議員(山下元利君) いろいろ農政上の措置に対する財政上の施策がござりますんでございまして、また本日は本院の大蔵委員会で御審議をいたいでおるわけでございますけれども、税制には税制独自の私は論理があると思うわけでございます。したがつて、その観点から判断せねばならぬのでございますが、こうした稻作転換の措置につきましても、予算上の措置は講ぜられておりますし、それに対しまして私ども議員の立場において税制上もしその措置を推進するために役立つようなことがあるならば、政策的な見地で議員提案という形においてもこういう措置を講じた方が適当であるかと思うわけでございまして、まあいろんな施策が両々相ましましてその方向に進むことが結構かと思うわけでございまして、税制上の措置もその一環であると思っております。したがいまして、いろいろ今までの逆転換等の御指摘もござりますけれども、税制面におきましては今回御提案申し上げている趣旨を実現させていただくことが、やはり促進するにつきまして役立つものであるという判断いたしておるわけでございますが、これだけはとてもいなければなりませんので、いろいろの総合的な政策が必要であるかと思いますけれども、税制上としてはこの措置を講じていただくことが私ども肝要であると考えておる次第でございます。

○田淵哲也君 農林省にお伺いをしますけれども、やはり稻作の定着を強力に推進して、食糧の総合的な自給度の向上を図るために、私はやっぱり從来のやり方を基本的に改めなければだめだと思うんです。まず稻作の転換にしても、国から都道府県、それから市町村、そうして生産者といふように上から転作計画面積を割り当ててして配分する、こういう一律的なやり方じゃなくて、やはりその地域の特性を生かした農業生産の地域分担ということをやっぱり考えなくてはならないだろう。稻作に適していない土地に無理に稻作をつくるようなことはやめて、そういうところにはより適した作物を指導して変えていく、だから全国一律に何割減反で何割転換というようなやり方は改めるべきだ。こう思うわけです。

それからもう一つは、やはり稻作が有利だから農家は稻作をつくるわけです。私は、ほかの作物に転換する場合には単に現在稻をつくつておるところからほかの作物に転換するだけじゃ私はこれははだめだと思うんですね。やはりそれに応じた経営規模の問題とか、あるいはやり方の改善というか、構造的なものを変えていかなくてはだめだ、それと同時に、現在の価格政策はやはり米作偏重であります。だからこのままではだめだ、だからこの持ち出し分を、やはり私はもと総合的に利用する方法が考えられないのか、米だけでなくそれと同時に、現在の価格政策はやはり米作偏重だと思います。だからこりういう提案されても、それはそれで私は全く意味とは言いません。だからやらないよりはまだと思うんですね。あくまでもこれはやらねばならない。牛の向きを変えるのに首だけねじつているようなもんなんです。放せばまた元に戻るわけです。だからそういう私は法案といふものは、基本的にやつぱりこういう法案だけで問題を糊塗しようというようなこそくなやり方は改めもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(堀川春彦君) まず第一に、水田総合利用における地域の特性に応じた進め方の必要性ということにつきましては、御指摘のとおりでございまして、私どもも県別に転作の目標面積の配分をやるに当たりまして、そのことも十分考慮

をいたして配分をしておるわけでござります。なおまた、農政の中で米の価格政策が非常にウエートを置かれておることは事実でございますが、私どもいたしましては食管におきます米価の価格関係というものについては、これは慎重に処理しつつも、食管における価格関係、逆ざやの段階的解消ということを農政の大きな目標に掲げながら進めようとしておるわけでございまして、したがいまして、そういうことを進めつつ他の作目にについての生産振興をあわせて図つてまいりたいとおもつておるわけでございまして、このことについても並行的に進めつてあるわけでございます。

そのような意味で総合的な価格政策の展開の必要性ということについては、まさに御指摘のとおりだと思います。私どももそのような方向で慎重な検討の上具体的な政策を展開してまいりたい、こういうふうに思つております。

○田淵哲也君 並行的に進めながらと言われますけれども、現在が並行的に進んでいないから問題があるわけですね。だからこりういう提案されても、それはそれで私は全く意味とは言いません。だからやらないよりはまだと思うんですね。あくまでもこれはやらねばならない。牛の向きを変えるのに首だけねじつているようなもんなんです。放せばまた元に戻るわけです。だからそういう私は法案といふものは、基本的にやつぱりこういう法案だけで問題を糊塗しようというようなこそくなやり方は改めもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(堀川春彦君) 私ども農政の展開の方針としては、先ほど申し上げましたように、国内で米が過剰基調にあるわけでござりますので、できるだけ誘導的施策によつて転換を図つていくことが適當であろうと考えまして、各種奨励策を講じておる次第でございます。

○野々山一三君 農林大臣、いま問題になつておる法律そのもののいままでの質疑を御承知ないから答弁がしにくのかもしれませんけれども、時間がないのでござりますけれども、一言で言えばつまり米はいわば過剰基調である。したがつて、それを他の農作物に転換をする。それには補助奨励をする、同時にまあその金に対して税金を免除してやる。こういう趣旨の法律が衆議院から来ているわけですから。去年安倍農林大臣が、端的に言えれば、こういう趣旨のことを言つていらっしゃる。米は過剰基調である。したがつて、政策的要求に基づく補償的な面を持つと。したがつて、転換奨励金に対して税金を免除する。大豆とか麦とかといふものは、あなたはどういうふうに御承知になるか知りませんが、端的に言えれば三百七十万トンぐらい日本で消費する。ところが自給量は十二、三万トン。そして昭和六十年までに及んで一三%ぐらいの自給量ということなんですが、それほども、それはそれといたしまして、増産対策を進める。いわゆる政策誘導的な措置であるから、そつちの方に對しては、団体を通して市中に流したものについて一定の補助金を与える、これすけれども、それはそれといたしまして、増産対策を進める。税は別なんだよ、こうしたことなんですか。税は別なんだよ、こうしたことなんですか。も、その二つの点の片つ方は、米は余つておる、

は免除してやりましょ。片つ方は、増産対策を進める政策誘導的なものだからと、その違いは一体どうしたことなんですか。これが一つ。

それから、先ほども山下君に聞いたんだけれども、どうもお答えがないから怒っているんですねけれども、つくりたくないものの大豆をつくらせるんだが、それは何も補償的なものではないから、税金を免除してやるとは考えねえと、こういうのが衆議院の諸君の言い分なんです。あなたは一体どういうふうにお考えなのか。つくらぬでもいいと言ふならつくらぬ方がいいです。いいと言ふのですか、つくると言ふのですか。つくるんだたらどういうふうにつくるんですか。何年後はどういう計画でつくるんですか。それに対しては、時限立法でなしに、政府側としてどういうふうにお考へになるんですか。これは大蔵大臣にも関連して承りたい。

まず、第一問はそういうことです。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま野々山先生から、従来のいきさつ等につきましてお話をあわせています。で、私も、水田総合利用のための奨励補助金、これは米が過剰基調にある、このことが食管特別会計の大きな負担になつておりますし、農政全般の展開を図る上からも是正を必要とするものであると、こういうような観点もございまして、これを何とかして水田の総合利用として転作等を進めていきたい。いま御指摘の麦でありますとか、あるいは大豆でありますとか飼料作物等、これひつづいていただきたい、こういふものも特に加算といふもきましても、御承知のように、特別加算といふのも上積みをいたしまして、それを強化してまつておるわけございます。

これに対しまして国会の衆参両院の諸先生方から、そういう政策目的から実施するのであれば、税法上においても特別な配慮をすべきである、こ^{ういうような御趣旨でこのよ^{うな法律ができ、ま}た今回その改正もなされると、こういうことだ}

ざいまして、国会の皆さん方のお考へというもののは、私ども非常によく理解ができるわけでござります。

そこで農林省といたしましては、その他の麦でありますとか大豆、飼料作物等、こういう自給率の低いもの、これの総合的な施策を講じまして自給度を高めていこうと、こういうことで、生産の奨励金、振興奨励の助成金等も出しておるわけでございます。これはしかし、ある意味では農家の所得になるわけでございますから、価格の面等においても、再生産の確保ができるよう、喜んでおります。

そういうような観点ではござりますけれども、いま申し上げたように、農家の所得、生産者の経費の一部に該当するものであるという考え方もある。税務当局その他いろいろ詰めてみましたが、もそういう議論もあるわけでござります。そこで、前大臣当時の当委員会の御指摘等につきまして、ただいませつかくこの税の問題も踏まえまして、ただいませつかくこの税の問題につきまして検討を進めております。しかし、いまだに五十二年度では結論が出ていないといふことを残念に思つておりますが、引き続き検討をえ申し上げます。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま農林大臣からお答えがございましたが、私も財政当局としてお答

○野々山一三君 そうすると大蔵大臣、農林大臣にも伺うんですが、私が伺ったのにお答えがないからそれを補足して申し上げると、米の場合には余つておるから、転作を奨励するという意味で補償的なものであるから、米に対しては税金を免除してやると。大豆、麦というものは足りないけれども、それには財政的にめんどう見るけれども税の方ではめんどう見ないと、こういうことですね。

そここのところの意味がわからぬのです。もっと正確に言ふと、あなた大豆食つているでしょ。どれだけ食べているんですか。日本でどれだけつくつてもらえるようなんに、どう考へる必要があります。奨励金、価格政策あるいは土地改良、基盤整備等総合的な施策で麦・大豆等々の増産を図つていかなければいけない、こういうふうに考へておられます。

そこで、前大臣当時の当委員会の御指摘等につきまして、ただいませつかくこの税の問題も踏まえまして、ただいませつかくこの税の問題につきまして検討を進めております。しかし、まだ五十二年度では結論が出ていないといふことを残念に思つておりますが、引き続き検討をえ申し上げます。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま農林大臣からお答えがございましたが、私は財政当局としてお

○国務大臣(鈴木善幸君) 先ほど私も申し上げました前安倍農林大臣からお話しを申し上げましたように、過剰基調にあります稻作から水田の総合利用によって必要な諸作物への転換を願う、このように政策目的のために出しておられます補助金でございまして、その他の作目の振興奨励のための補助金というものは若干私は性格が違うものであります。このように認識はいたしております。

しかし、御指摘のよう、大豆であるとか、あるいは飼料作物であるとか、麦でありますとか、そういう物は国民食糧確保の観点からどうしてもよいのであると、このように認識はいたしております。しかし、御指摘のよう、大豆であるとか、あるいは飼料作物であるとか、麦でありますとか、そういう物は国民食糧確保の観点からどうしてもよいのであると、このように認識はいたしております。しかし、御指摘のよう、大豆であるとか、あるいは飼料作物であるとか、麦でありますとか、いろいろな角度から総合的自給力の向上を図つていかにかねと、こういう大きな農政の目標もあるわけでございます。したがいまして、私どもは、生産の奨励金でありますとか、あるいは集団育成の措置でありますとか、土地改良でありますとか、いろんな角度から総合的自給力の向上を図つてまいりたい。今後もやつてまいりたい。それで、この増産といつては、この増産という大きな目標を實現するために、われわれとしても検討をしなければならないのではないか、こういうふうに考えて一いるから了解してくれと、こう言つてはいる。これは去年の話です。おととしの話は、こういうことじや困るので、委員会としては、特に委員長松垣徳太郎君の発言がありまして、これは単に時限立法じゃない、議員立法じゃない、税制的に抜本的に真剣に真剣に真剣に検討すると、こういうふうになつていて。だから、一体、私は山下さんちちょっとといやみを言つたんだけれども、あなたはどこの党に属して、どういう政治をやつていて、参議院と衆議院とどちらう違うんですかと、こう聞いたんだ。あなたも当時は党の幹部だったでしよう。どういうふうに検討したんですか。参議院でそれほどの真剣な意見が述べられておるのに、参議院の言うことなんか知つちゃいないわと、こういうことですか。そのことを二人でばり答えてください。真剣に考えている、検討しているという言葉は何遍聞いても一緒ですから、そんな言葉は使わないでぼくを納得させる理屈を述べてください。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほど私も申し上げた。一方の、過剰基調のお米の転換を進めよう中の一環としていまの麦・大豆等に対する振興奨励金といふようなものも出すわけございません。そのような環境づくりをしなければいけない、こういう考えを私持つておるわけでございます。その得に含まれてしかるべきものだと、こういう考え方

がございまして、国会の皆さん方のお考へというもののは、私ども非常によく理解ができるわけでござります。

○野々山一三君 そうすると大蔵大臣、農林大臣にも伺うんですが、私が伺ったのにお答えがないからそれを補足して申し上げると、米の場合には余つておるから、転作を奨励するという意味で補償的なものであるから、米に対しては税金を免除してやると。大豆、麦というものは足りないけれども、それには財政的にめんどう見るけれども税の方ではめんどう見ないと、こういうことですね。

そここのところの意味がわからぬのです。もっと正確に言ふと、あなた大豆食つているでしょ。どれだけ食べているんですか。日本でどれだけつくつてもらえるようなんに、どう考へる必要があります。奨励金、価格政策あるいは土地改良、基盤整備等総合的な施策で麦・大豆等々の増産を図つていかなければいけない、こういうふうに考へておられます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほど私も申し上げた。一方の、過剰基調のお米の転換を進めよう

といいますか、ある程度抵抗のあります物につきましても大局的な立場で御協力を願つておると、そういう政策目的で出しておるものとはおのずからそこに違いがあると、こういう税務当局等には考え方があるわけでござります。そういう角度からただいま大蔵省、農林省等におきまして討議を続けておると、こういうのが現段階でござります。

○國務大臣(坊秀男君) お答え申します。

いま問題になつております麦に対する補助金、米に対する補助金、これは御指摘のとおりでございまして、性格の違うものだと私も思います。そこで……

○野々山一三君 いや、私は違うものだとは言つてないんですよ。

○國務大臣(坊秀男君) そうですか。いや、私はそういうふうに、一方は先ほどからのお話で……

○野々山一三君 違うものだという議論もありますが、五十一年度以降は一緒のものとして考えますよと言つたのが農林大臣安倍信太郎君なんですから、あなたが——だから私の聞いていることと違つてゐるんだ。

○國務大臣(坊秀男君) いや、私は先ほどからお話を承つておりますと、麦に対する補助金は、これは麦の所得に上乗せをすると、補助金を。そういうふうなものでござりまするから、これは所得の延長であるといふに考へるので。それから米に対する方は、転換をするということに対し措置をするということでございますので、さような意味におきまして、麦に対するこれを所得といふように見ますと、やはり税法上の問題がこれ起つてくると、こういふうに考えます。

○野々山一三君 ちょっと時間がないから、一言だけ……。

大豆が足りないから大豆をつくつてください、そのためにこれだけの補助金を上げます、それに対してさらにそれをブッシュする意味で税金をまけてあげましようという次元になぜ立たないのでですかと、いうことを聞いているのですよ。あなたと

私は顔の形が違う話をどうしてだということを繰り返してもらつても、これは委員長、処理はつきませんから、私は、あの答弁では全く行き違ひですから、この処理については理事会でひとつ協議さしてもらいたい。質問を留保します、時間が十五分ということですからね。いいですね。

○委員長(安田隆明君) はい。鈴木一弘君、昨年の二月十七日の委員会で私は相続税のことと質問しました。これは昭和五十年に相続税が改正になって、そうして専業農家も農地に対する納税の猶予制度ができたりしてかなり助かっただけですけれども、この改正前と改正後とに相続をした人の納税にものすごい差があり過ぎるということで質問をいたしました。そういう点で、大体十倍程度になつてゐるというの、相続財産から見て、そういう一つの例があるといふことを申し上げたのです。何かの救済措置を考えたらどうかということでお話し申上げ、そして、できれば施行の一年前はこの程度、二年前はこの程度というふうに段階に分けて、改正前に相続をした人々にとつての格差の是正を言つたわけあります。税は公平でなければならぬといふことです。

なお、昨年の改正の際の御指摘の問題点について申しまするならば、一般論を離れまして、申しまするならば、昨年は御承知のとおり、農業投資価格の納税猶予制度の改正に関連をいたしまするでござりますから、技術的に申しましても、こいつの形の改正につきまして、何回かに経過措置を設けながら本則に近づけていくことは技術的にはかなりむずかしい問題だといふに存じます。

以上のようなことをいろいろ研究をいたしたわ

けでございますが、かつその当時も、なかなかむずかしい問題であろうが、といふ前に前置きをしてお引き受けをいたしておつたかと存じますけれども、研究いたしてみましたが、まことに申わけございませんが、以上のようないくつも結論でござります。

○鈴木一弘君 時間がきたのでこれで……。

○近藤忠孝君 税制上の措置以前の問題として、農政上の抜本的な問題として両大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(坊秀男君) 今後税制改正が行われる

に当たりまして、その改正の前後におきまして余り大きな負担の変動を生じないよう配慮してまいりたいと思います。

○鈴木一弘君 時間がきたのでこれで……。

○政府委員(山内宏君) 御指摘の点につきましては、その当時もいろいろ議論ございましたが、まづ一般論から申し上げまして、何と申しましても、

ができますのは、これは技術的にいかにも避けられない問題でござります。ただ、御指摘の時期に

おきましては、非常に大きな税制改正が行わられたということに関連をして、以上のようないくつかと、いうことについてお聞きしたいのです。それから、大蔵大臣には、その関係でどうして

御意見をいただいておるのだろうと思いますが、基本的に申しますと、やはりさかのぼつて制度を改正いたしますと、そのことを繰り返してみまして、も、やはりいずれかの段階において何ほどの差が生ずるのは、これはどうも技術上やむを得ない状態が起ります。これを避けるためには、本来余りそういうふうなある一時期において非常に大きな変動を伴うような改正を行ふのではなく、もう少し小まめな改正と申しますか、といったような形をやっていくというのが一つの解決方法かと思いますが、そういう点で、何と申しますか、長期的には解決をしていくはかはなからうかといふふうに考える次第でござります。

なお、昨年の改正の際の御指摘の問題点について申しまするならば、一般論を離れまして、申しまするならば、昨年は御承知のとおり、農業投資価格の納税猶予制度の改正に関連をいたしまするでござりますから、技術的に申しましても、こいつの形の改正につきまして、何回かに経過措置を設けながら本則に近づけていくことは技術的にはかなりむずかしい問題だといふに存じます。

以上のようなことをいろいろ研究をいたしたわけでございますが、かつその当時も、なかなかむずかしい問題であろうが、といふ前に前置きをしてお引き受けをいたしておつたかと存じますけれども、研究いたしてみましたが、まことに申わけございませんが、以上のようないくつも結論でござります。

○鈴木一弘君 一方できょうの審議している法律

大臣が見える前にすでに、稻作転換した農作物

の定着性が不安定であるということで、むしろ稻

作への逆転換すら行われてゐるといふことが具体

的に明らかになつておるわけであります。そして

その原因としては、転換作物の収益率の低さの問

題と、もう一つは価格変動の問題です。

現に、先ほども答弁いたしました、価格問題

の検討を農林省としては始めているということで

すし、大臣も価格政策が大変重大であると言うの

ですが、問題はこの価格政策の中でも、どれだけ転

換農作物の価格補償が行われるかですね、そい

う問題ですね。これについてはどのように具体的に考えておられるのか、その方向をひとつ示していただきたいと思います。

が、これに対する態度をお持ちかといふことですが、いかがでしょう。

○國務大臣(鈴木善幸君) 各作目によりまして、価格の取り扱い、形態が変わっておりることは御承知のとおりでございます。所得補償方式をとつておりまするものもございまして、パリティ計算でやつておるものもござります。また、安定基金等を設けまして安定帯をつくって、そして価格の支持政策をとつておるものもございます。また、不足払いというような制度をとつておるものもございます。まあ、いろいろ農業並びに対象の農作物の様によりましていろんな価格の扱いをやつてきておるわけでございますが、要は、私はいざれの形態をとろとも、農家の所得につきまして余り格差のないようなものにしていく必要があると、これが基本であらうかと、こう思つております。

さらにまた、すでに自給率が相当高まつてきて生産が定着しているものと、これから大いに伸ばしていかにやいかぬものと、まあいろいろあります。そういうものにつきましては、価格政策とあわせまして、奨励金でありますとか、あるいは生産条件の整備、つまり、土地改良その他の生産条件の整備と、そういうものがあわせて行つていく必要があると、こう考えております。そういう点を総合的に勘案をして、そしてバランスのとれた、どの農産物を対象としても大きな所得の格差が生じないようにという目的のために、たゞいま省内に価格政策の検討委員会といふものをつくりまして、せつからく検討を進めておるところでございます。先生方の御意見等も伺いながら、今後重要なこの価格政策につきましての方針を決めていきたいと、こう考えております。

○國務大臣(坊秀男君) 農林省において価格政策検討委員会を設けて、農産物相互間の価格関係の調整等の問題について検討を進めていらっしゃるようですが、今後、農林省とよく御相談を申し上げてまいりたいと思っております。

○近藤忠孝君 農林大臣の答弁のように、格差の

ないようにして、まさにそのとおりなんですが、問題は国の財政支出が必要になる場合がやつぱり当然出てくると思うんです。となりますと、これは大蔵大臣、大蔵省の方ではそいつはまかり

ならぬと、こうなりますと、せつかくの価格を本當に安定の補償してきてそのことが不可能になる

んですが、その辺についてのお考えはどうですか。

○國務大臣(坊秀男君) よく相談をいたしたいと

思います。

○近藤忠孝君 相談だけではなくて、問題は具体的に、私はむしろ積極的にやっぱり財政支出でもして補償していくという基本的態度が必要だと思ひます。しかし私がきわめて重要な政策目的、政策効果を持つものならば、私はこれは政府が率先して提案されるべきものではないか、このように考えるわけです。

この点について両大臣の御意見を求めるといふ

私は先ほどちょっと疑問を呈したわけです。今回

この提案理由の説明の中にも、政府は「あえて反対しない旨の意見が開陳され」とある。「あえて反対しない」という態度はやはりこのこと自体の政策効果について余り期待していないということのあらわれではないか。もしこれがきわめて重要な政策目的、政策効果を持つものならば、私はこ

れは政府が率先して提案されるべきものではないか、このように考えるわけです。

○國務大臣(坊秀男君) 御相談をいたしまして進めていきたいと思います。

○近藤忠孝君 これはもうだめです……。

さらには、すでに自給率が相当高まつてきて生産が定着しているものと、これから大いに伸ばしていかにやいかぬものと、まあいろいろあります。そういうものにつきましては、価格政策とあわせまして、奨励金でありますとか、あるいは生産条件の整備、つまり、土地改良その他の生産条件の整備と、そういうものがあわせて行つていく必要があると、こう考えております。

さらにまた、すでに自給率が相当高まつてきて生産が定着しているものと、これから大いに伸ばしていかにやいかぬものと、まあいろいろあります。そういうものにつきましては、価格政策とあわせまして、奨励金でありますとか、あるいは生産条件の整備、つまり、土地改良その他の生産条件の整備と、そういうものがあわせて行つていく必要があると、こう考えております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 時間がありませんので大蔵大臣並びに農林大臣に一つだけお尋ねをしたいと思ひます。この法案につきましてせつからく衆議院の御提

案でもありますし、またやらないよりはましたと

だ農林大臣も先ほど言わされましたように、過剰

みの米作を転換をして、不足しておる大豆とか麦

とか飼料作物に変えていくと、これはきわめて私

は大きな問題だと思います。したがつて、私は

こういう法律で問題が解決するわけではないと思

います。やはり食糧政策も含めた総合的な価格政

策の見直しが必要ではないか。それと同時に地域

の特性を生かしたその作物に対する指導というも

のが強力になされなければならないし、またそれ

に伴つて経営規模の拡大とか構造の改革といふこ

とが議員立法で出されて、毎年同じようなことが問題になり、審議するといふのは、やはり農林省の、政府の怠慢ではないかと思うのです。そういうことはやはり総合的な農政のおくれではないか、こういうことを感じますけれども、その点についてお

答えをいただきたい。

それから、大蔵大臣の方も、せつかくのこの特別の減税措置を講ずるわけですから、その政策目的に、あるいはその効果という面から見て

私は先ほどちょっと疑問を呈したわけです。今回

この提案理由の説明の中にも、政府は「あえて反対しない旨の意見が開陳され」とある。「あえて反対しない」という態度はやはりこのこと自体の政策効果について余り期待していないということのあらわれではないか。もしこれがきわめて重要な政策目的、政策効果を持つものならば、私はこ

れは政府が率先して提案されるべきものではないか、このように考えるわけです。

この点について両大臣の御意見を求めるといふ

私は先ほどちょっと疑問を呈したわけです。今回

この提案理由の説明の中にも、政府は「あえて反対しない旨の意見が開陳され」とある。「あえて反対しない」という態度はやはりこのこと自体の政策効果について余り期待していないということのあらわれではないか。もしこれがきわめて重要な政策目的、政策効果を持つものならば、私はこ

れは政府が率先して提案されるべきものではないか、このように考えるわけです。

○國務大臣(坊秀男君) 昨年末にはからずも大蔵大臣を拝命しました。内外の経済情勢がきわめて厳しい今日、私は、その重責を痛感しております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 今後における財政金融政策につきまして、先般

の財政演説において申し述べたところであります

が、本委員会において重ねて所信の一端を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を願うとする次第

であります。

世界経済は、石油危機を契機とする戦後最大の

不況からようやく立ち直りつつあります。しかし

ながら、先進国の中にも、いまだに激しいインフ

レと国際収支の赤字を克服しない国があり、また、

この法律で問題が解決するわけではないと思

います。やはり食糧政策も含めた総合的な価格政

策の見直しが必要ではないか。それと同時に地域

の特性を生かしたその作物に対する指導といふこ

とが議員立法で出されて、毎年同じようなことが問題になり、審議するといふのは、やはり農林省の、政府の怠慢ではないかと思うのです。そういう

ことはやはり総合的な農政のおくれではないか、こう

いうことを感じますけれども、その点についてお

おもとと思っておりません。

○委員長(安田隆明君) 本案に対する質疑は再開後、委員会において続行することにいたします。

気回復をさらに力強く、かつ、確実なものにすることを期待いたしております。そのためにも、五十一年度補正予算、五十二年度予算及び予算関連法案が一日も早く成立し、実施に移されることが緊要であると考えます。本委員会関係の諸法案につきましても何とぞよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

以上のよう内外経済情勢の現状に顧み、私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、インフレなき経済発展、財政の健全化及び世界経済への貢献の三点を重要な課題としてまいりたいと存じます。

第一に、景気の回復と国民生活の安定を一層確実なものとし、インフレなき持続的成長を達成していくことであります。

さきに述べましたとおり、我が國経済は長い不況から回復しつつあるとは言え、なお不況の傷跡ともいいうべき問題が残されております。また、石油危機がもたらした構造変化にいかに適応していくかという問題もあります。これらの諸問題を速やかに解決していくためにも、均衡のとれた景気の回復を図ることが必要であります。

しかし、景気の回復を急ぐ余り、インフレの燃然を招くようなことは厳に避けなければなりません。物価の安定こそは、健全な経済活動を維持し、社会的公正を確保していくための不可欠の前提であり、私は、物価の安定に今後とも最大の努力を傾注する覚悟であります。

さらに、国際収支につきましては、今後、おむね均衡に向かうものと思われますが、流動的な世界経済の現況にかんがみ、その動向については、引き続き慎重に注視していく必要があると考えます。

第二に、財政の健全化に努めることであります。わが国財政は、歳入の約三割を特例公債を含む公債金収入により賄うといふ諸外国にも例を見ない異常な事態に立ち至っております。しかししながら、今後かかる大量の公債発行が続くようなことがあれば、公債残高の累増、国債費

の増高等を通じて、財政が硬直化し、機動的運営が困難になるのみならず、その資源配分機能が阻害されるおそれなしとしないのであります。

また、大量の公債に安易に依存することは、財政の放慢化をもたらすおそれがあるほか、民間の資金需要を圧迫し、経済にインフレ要因を持ち込む危険をはらむものであります。国民生活の安定と経済の発展を図る上で、財政の果たすべき役割はきわめて重要であります。その健全性が失われるならば、わが国経済の円滑な運営が困難になるおそれなしとしないのであります。

昭和五十二年度予算においては、景気回復をより一層確実にするという要請にこたえる一方、公債依存度については五十二年度に比し、これを引き下げ、財政の健全化に努めることとしております。もとより、財政の健全化は短時間の一挙に達成できる問題ではありません。私は、大量の公債への依存、特に特例公債への依存からできるだけ速やかに脱却するため、歳入歳出の両面を通り抜け、財政の健全化の推進に全力を尽くす決意であります。

第三に、世界経済の安定と発展に貢献するよう努めることであります。近年、各國経済の相互依存関係がとみに深まっておりますが、米国、欧州とともに世界経済の運営に重要な役割を担っているわが国としては、国力の許す範囲で世界経済の発展に貢献すべきことは申すまでもありません。

この意味において、わが国が景気の着実な回復を図り、インフレなき経済発展の道を歩むことは、世界経済の安定的な回復に引き続き寄与していくものと信じます。

また、わが国は昨年十一月、IMFに対する一輪借り入れ取り決めの貸付枠を大幅に拡大し、対英IMF借款にも積極的に協力しておりますが、このような各国の相互支援等による国際協力を進めるとともに、開発途上国に対する経済協力を進一步進めることであります。一方、税負担の公平を一層推進する見地から引き続き租税特別措置の整理合理化を進めるとともに

さらに、自由貿易の精神に基づき、新国際ラウンド交渉を積極的に推進してまいり所存であります。

次に、当面の財政金融政策の運営について申し述べます。

昭和五十二年度予算は、以上申し述べました考え方で立って、財政の健全化に努めるとともに、景気の着実な回復と国民生活の安定を図るという二つの課題を達成することを主眼として編成いたしました。そのため、予算及び財政投融資計画を通じ、その規模については、財政体質の改善を図り、かつ、景気の着実な回復に資するような適度な水準を確保することとしております。

特に、現下の経済情勢に顧み、景気回復をより一層確実にするため、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備等の公共事業費について拡充を図ることとしております。

その他の経費については、全体的には極力節減を図りつつも、財源を重点的、効率的に配分することに配意し、特に、社会保障関係費につき各種の施策の充実にきめ細かい配慮を払ったほか、文教及び科学技術の振興、中小企業対策の拡充、経済協力の充実、エネルギー政策の推進、農林漁業施策の充実等各般にわたる施策の推進に努めております。

また、国鉄運賃等の公共料金等につきましては、受益者負担の原則に立ってその適正化を図ることとし、引き続き事業経営等の健全化を進めることをいたしております。

さらに、地方財政については、地方団体へ交付すべき地方交付税交付金の所要額を確保するほか、地方債の消化の円滑化を図るため、政府資金比率を引き上げる等五十二年度の地方財政の運営に支障が生じないよう配意したところであります。

に、現行税制の仕組みの中で当面の経済運営の方針と矛盾しない範囲において、増収措置を講ずることとしたしております。

まず、所得税については、中小所得者の負担の軽減を図ることといたしております。その減税を行うことといたしてあります。

他方、租税特別措置については、利子配当課税の特例の見直しを行うことを中心として、企業関係の特別措置についても、前年度の全面的な見直しを引き続き、整理合理化を推進するとともに、交際費課税を強化することとしているほか、印紙税及び登録免許税について定額税率の引き上げ等を行い、財源の充実を図ることといたしております。

なお、關税率及び關稅制度につきましても、所要の改正を行うこととしております。

私は、この機会に所得税減税に対する考え方を申し上げたいと存じます。所得税減税につきましては、予算編成の過程におきまして、国民生活の現状から、あるいは景気回復の観点から、この際、大幅な減税を行なうべきであるという御意見がありましたことは十分承知しているところであります。

これにつきましては、わが国の所得税負担は主要諸外国のそれに比しかなり低い水準にあり、今後、福祉その他の公共サービスの確保を図るためにも税負担水準のある程度の引き上げが避けられない」と見られる状況のもとで、所得税の大額な減税を行なうことは、将来における問題の解決を一層困難にすることになるものと考えます。特に、現在の財政事情のもとにおいて減税を行なうとすれば、その財源は特例公債を求めざるを得ませんが、このことは現在の国民が将来の国民の負担において利益を受けることになり、安易に行なうべきことではないと考えます。また、景気回復を図るために、その政策効果及び財政の弾力的運用の観点

から、公共事業費に重点を置くべきであると判断した次第であります。

しかしながら、他方今年度に引き続き来年度においても所得税減税を見送った場合には、国民の税負担感が高まることもまた懸念されるのであります。以上述べてまいりましたことを総合勘案いたしました結果、中小所得者の負担軽減を中心として今回提案することといたしました程度の減税を行うことが適当であると判断した次第であります。

○委員長安田隆明君) 次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坊
國務大臣（坊秀男君） 大蔵大臣。

午後一時五分休憩

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵省委員会を再開いたします。

午前に引き続き農業共済再保険特別会計に於ける、
る農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払額
財源の不足に充てるための一般会計からする繰入
金等に関する法律案を議題といたします。

それでは、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

賛成の立場であります。それで、お尋ねするに、財政措置についていま問題とはいたしません。きょうはこの法案に係る農業災害補償制度をめぐらる状況について若干の質問をまず事務当局にいた

したいと思ひます。
初めに、昨年の大冷害について、北日本を中心とする水稻冷害について中間報告がまとめられてますね。その中で一体何を重点的に反省をされて、そしてその反省点に立つて今後どういう対策を講じられようとしているのか明らかにしてもらいたい。

(政府委員 大竹清君) お咎めしかつて、昨年の冷害は御案内のように各地で観測以来記録的な低温寒照でございまして、非常な不順

気象条件によるものであるというふうに考えられます。被害の程度は、一般的に申しますと日本側に比べて太平洋側が大きい。また特に山間高地、水稻関係では冷水がかりの水田など平常のでも生育のおくれがちなどころで特に大きかつたいうものと承知いたしております。なお、この数年気象条件に恵まれまして、しかも一昨年、十年が史上最高の大豊作ということもありまして、一部では適品種の選定なり、健苗の育成なり

あるいは過地の田畠をあるいは施設等の財産を管理、さらには水管理等の基本的な技術の励行にさまである。や指導が徹底しない、そのことが今

ないような印象を受けるのでございますが、これは御存じのとおり、共済の場合におきましては一定の自己負担部分、これを三割、一筆引き受けます場合には三割でございますけれども、そういう自己負担部分がござりますし、あるいは地域によって農單がございますので、その数字と両方を比較して一概に効果が發揮してないというふうに直ちに断定することは、私たちとしてはいかがなものであろうかというふうに考えておるわけでござります。まあ、しかし、最近におきます農業や農村をめぐります情勢は非常に変わっておりますので、この制度につきましても、御案内のとおり、先般の国会におきまして補償内容の充実につきまして相当大幅な改正をいたしたところでございます。御指摘のように、農業災害補償制度がますます今後効果を発揮いたしますためには、私たちといたしましてもその整備内容につきまして今後さらに努力をいたす必要があるかと考えておる次第でございます。

○和田静夫君 私も災害対策特別委員長を務めておつてあなたの答弁伺ひも聞いたことがあるけれども、私たちとしてはいかがなものがと考えておるということをあなたが強調されたって、反面から見てみれば農業共済制度の普及率との関係では、たとえば十アール以上保有する農家でも加入していない、また加入していたがやめるという、そういう話を多く聞きますよ。これが実態なんですよ。あなたの方の認識がどうあるとも、農民の認識とそれに対応する実態というのはこれなんですね。その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(今村宣夫君) 農作物共済で加入漏れが相当あるじゃないかというお話でござりますが、農作物共済の加入基準に達しておりますにもかかわらず、農作物共済に入れていない農家の実態というのは、最近における都市化、過疎化等の農村事情の変化に伴つて地域によっては異なっておりますが、共済組合の事業運営が不振となっておりますが、共済組合の事業運営が不振となつて事実上休止の状態になつておるのは、私たちの

御存じのとおり、共済の場合におきましては一定の自己負担部分、これを三割、一筆引き受けます場合には三割でございますけれども、そういう自己負担部分がござりますし、あるいは地域によって農單がございますので、その数字と両方を比較して一概に効果が発揮してないといふうに直ちに断定することは、私たちとしてはいかがなものであらうかというふうに考えておるわけでござります。まあ、しかし、最近におきます農業や農村をめぐります情勢は非常に変わっておりますので、この制度につきましても、御案内のとおり、先般の国会におきまして補償内容の充実につきまして相当大幅な改正をいたしたところでございます。御指摘のように、農業災害補償制度がますます今後効果を発揮いたしますためには、私たちといたしましてもその整備内容につきまして今後さらに努力をいたす必要があるかと考えておる次第でございます。

○和田静夫君 私も災害対策特別委員長を務めておつてあなたの答弁伺ひも聞いたことがあるけれども、私たちとしてはいかがなものがと考えておるということをあなたが強調されたって、反面から見てみれば農業共済制度の普及率との関係では、たとえば十アール以上保有する農家でも加入していない、また加入していたがやめるという、そういう話を多く聞きますよ。これが実態なんですよ。あなたの方の認識がどうあるとも、農民の認識とそれに対応する実態というのはこれなんですね。その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(今村宣夫君) 確かにおっしゃるように農單方式の実施率は、昭和四十七年に事業を開始いたしましたときには面積の実施率で見まして六%程度であったわけでございます。それで逐年増加をいたしまして、おっしゃいますように五十年には一〇・二%まで上がってきて、五十一年には一一・一%までになっておるという実情でございます。事業開始時におきます実施目標を一八%程度に置いたわけでございますが、おっしゃるとおりこれはなかなかすぐに二〇%近くまで普及するということにはまいりませんで、私たちといたしましては、今後、農單方式になします米作中

承知いたしております限りでは二十五組合でござります。このような組合等につきましては事業実態を今後十分調査の上、事業を再開すべきものについてはできる限り早期に再開するよう都道府県を通じて所要の指導をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○和田静夫君 わずか三十分の時間ですから論議をし直していくいとまだありませんが、農林省、大蔵省は農家単位方式を推進しようとされていました。そこで、共済掛金に一割程度の優遇措置とする。そこで、共済掛金に一割程度の優遇措置をする補助金を出しているわけですね。ところで、農家単位方式は農林省の思惑どおりには普及していない。これはもう間違いない。発足した四十七年は、予算、決算で見て達成率わずかに二四%である。翌年以降は目標をぐっと下げた、しかし下げたけれども、それでも達成率は平均五六%、半分をわずかに上回るというようなことはすぎない。結局五十年度普及の割合というのは一割ですよ。これはどう考へても制度的に農家の実情、農民の気持ち、そういうものにやっぱり適応していない、そなだからと、うふうに考へざるを得ないんですね。そう考へになりませんか。

○政府委員(今村宣夫君) 確かにおっしゃるよう

に農單方式の実施率は、昭和四十七年に事業を開始いたしましたときには面積の実施率で見まして六%程度であったわけでございます。それで逐年増加をいたしまして、おっしゃいますように五十年には一〇・二%まで上がってきて、五十一年には一一・一%までになっておるという実情でございます。事業開始時におきます実施目標を一八%程度に置いたわけでございますが、おっしゃるとおりこれはなかなかすぐに二〇%近くまで普及するということにはまいりませんで、私たちといたしましては、今後、農單方式になします米作中

は、農單方式よりも一筆単位の方式の方が共済金がたくさんもらえるという場合には、農單方式であります。このような組合等につきましては両者とも全損耕地については一筆方式をとり得ると。あるいはまた農單実施の組合につきましては一定の交付金を交付をするという、そういう新しい試みを加えまして、先ほど申し上げましたように設定されていると考へられておるところです。そこで問題は、要するに足切り制度というのを推進してまいりたいというのが考へておるところでございます。

○和田静夫君 農林省、大蔵省の考へ方の中に、どうも農家単位方式の方が望ましいんだというお考へがある。それは私はどうもおかしい考へ方だと思っておるんです。端的に言つて、一筆方式は小災害、農家単位方式は大災害向きだと、そういうふうに設定されていると言われておるんです。これはともに私は欠陥があるんだと。その欠陥を是正するために足切りを改善するという要望がずっと出されているし、当該委員会などはそういう附帯決議何回もやっているわけですね。それに対して、保険とはそういうものなんだという感想がいろいろ書かれますよね。専門的なんでしょう、あなたの方のものを読んでみると、うふうに書かれている。しかし農業共済を民間の保険と混同しては私はいけないとと思う。これは根柢に説法であります。政府の農業災害補償制度の柱であつて、また農業共済は組合合わせができないということなんでしょう。そうすると共済組合ごとに一つしか選択できないということになる。だとすれば一筆方式の改善はどうしても必要だ、そう考へざるを得ない。と、農林水産委員会で足切り改善のため、さつきも言つたような附帯決議がすつとされてるということとの関係からいつては、先般の国会で全相殺方式の新設を見たところでございますし、また、全損耕地につきまして、組合の地域の一部を指定をいたしまして、そ

は、農單方式よりも一筆単位の方式の方が共済金がたくさんもらえるという場合には、農單方式であります。このような組合等につきましては両者とも全損耕地については一筆方式をとり得ると。あるいはまた農單実施の組合につきましては一定の交付金を交付をするという、そういう新しい試みを加えまして、先ほど申し上げましたように設定されていると考へられておるところです。そこで問題は、要するに足切り制度というのを推進してまいりたいというのが考へておるところでございます。

○和田静夫君 農林省、大蔵省の考へ方の中に、どうも農家単位方式の方が望ましいんだというお考へがある。それは私はどうもおかしい考へ方だと思っておるんです。端的に言つて、一筆方式は小災害、農家単位方式は大災害向きだと、そういうふうに設定されていると言われておるんです。これはともに私は欠陥があるんだと。その欠陥を是正するために足切りを改善するという要望がずっと出されているし、当該委員会などはそういう附帯決議何回もやっているわけですね。それに対して、保険とはそういうものなんだという感想がいろいろ書かれますよね。専門的なんでしょう、あなたの方のものを読んでみると、うふうに書かれている。しかし農業共済を民間の保険と混同しては私はいけないとと思う。これは根柢に説法であります。政府の農業災害補償制度の柱であつて、また農業共済は組合合わせができないということなんでしょう。そうすると共済組合ごとに一つしか選択できないということになる。だとすれば一筆方式の改善はどうしても必要だ、そう考へざるを得ない。と、農林水産委員会で足切り改善のため、さつきも言つたような附帯決議がすつとされてるということとの関係からいつては、先般の国会で全相殺方式の新設を見たところでございますし、また、全損耕地につきまして、組合の地域の一部を指定をいたしまして、そ

は、農單方式よりも一筆単位の方式の方が共済金がたくさんもらえるという場合には、農單方式であります。このような組合等につきましては両者とも全損耕地については一筆方式をとり得ると。あるいはまた農單実施の組合につきましては一定の交付金を交付をするという、そういう新しい試みを加えまして、先ほど申し上げましたように設定されていると考へられておるところです。そこで問題は、要するに足切り制度というのを

推進してまいりたいというのが考へておるところでございます。

○和田静夫君 少し実情をわきまえながらビッ

チ。

○政府委員(今村宣夫君) いつまでにどうとい

うかにはまいりませんが、やはり私たちとしまし

ては、制度の基本の問題に立つて長期的に検討し

ていくというのじゃ話にならぬわけですがね。端

的に一言。

○政府委員(今村宣夫君) いつまでにどうとい

うかにはまいりませんが、やはり私たちとしまし

ては、制度の基本の問題に立つて长期的に検討し

ていくというのじゃ話にならぬわけですがね。端

的に一言。

ここにつきましては全相殺方式をとり得るというふうに改めましたので、その部分につきましては両者とも全損耕地については一筆方式をとり得ると。あるいはまた農單実施の組合につきましては、農單方式をとり得ると。県知事を通じて所要の指導をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

そこで問題は、要するに足切り制度というのを推進してまいりたいというのが考へておるところでございます。

○和田静夫君 農林省、大蔵省の考へ方の中に、どうも農家単位方式の方方が望ましいんだというお考へがある。それは私はどうもおかしい考へ方だと思っておるんです。端的に言つて、一筆方式は小災害、農家単位方式は大災害向きだと、そういうふうに設定されていると言われておるんです。これはともに私は欠陥があるんだと。その欠陥を是正するために足切りを改善するという要望がずっと出されているし、当該委員会などはそう考へて、保険とはそういうものなんだという感想がいろいろ書かれますよね。専門的なんでしょう、あなたの方のものを読んでみると、うふうに書かれている。しかし農業共済を民間の保険と混同しては私はいけないとと思う。これは根柢に説法であります。政府の農業災害補償制度の柱であつて、また農業共済は組合合わせができないということなんでしょう。そうすると共済組合ごとに一つしか選択できないということになる。だとすれば一筆方式の改善はどうしても必要だ、そう考へざるを得ない。と、農林水産委員会で足切り改善のため、さつきも言つたような附帯決議がすつとされてるということとの関係からいつては、先般の国会で全相殺方式の新設を見たところでございますし、また、全損耕地につきましては、組合の地域の一部を指定をいたしまして、そ

は予算書にあらわれておることでございますが、申し上げますと、歳入として再保険料が億円単位で申し上げますが、二億円でございます。それから一般会計から掛金の国庫負担として受け入れますものが三百九十二億円、それから水稻の病虫害の防止費の補助金、農家単位引き受け方式の実施費の補助金、これらの目的のために受け入れられますものが十三億円、雑収入十一億円、そのほかに再保険金支払基金勘定から四十三億円の繰り入れを受けます。それで歳入の合計が四百六十二億円。そこで付しまして歳出の方は農業厚生費の支払

金額の不足を生じました。そこで再保険金の支払い財源不足額七百六十七億円に対しまして積立金の三百四十四億円を取り崩して歳入に受け入れ、残り四百五十二億六千六百万円を今回御審議をいたしております法律をもちまして、補正予算において財源措置を講じて一般会計から繰り入れさせていただくということを考えております。

東北地方の稻作は生育時期が十日前後遅延している実態から判断いたしまして、私たちとしましては統計情報部の調査は適期に行われたものと考えておる次第でござります。

○鈴木一弘君 最終収穫時と大分違うのじゃないかという声があるんです。その点はどうなんですか。

は。その点で、そういう水準を引き上げたらどうかというようなことがいつも言われている。先ほどの答弁だと、そのように三割一二割五分にしてようとか、そう言われてもという御答弁で、苦しいことはよくわかるのですけれども、その辺、長期的にという話があつたのですけれども、どういうふうに持つていこうと、政府からのあれをふやさ

年金の支給のための預り金をもつておるが、これが十三億円、雑収入十一億円、そのほかに再保険支払基金勘定から四十三億円の繰り入れを受けます。それで歳入の合計が四百六十二億円。

それで文しまして竟に力の農業共済組合の預金
農業共済組合の連合会及び共済組合に対する掛金
の国庫負担金等として払いますが百九十二億
円、それから水害病害の防止費なり農家単位の
共済の実施費の補助金として払いますが十三
億円、そのほかに予備費五十五億を計上いたしま
して歳出四百六十一億円。

もう一つの果樹勘定につきましては、再保険料の受け入れは一千四百万円でございますが、一般会計から掛金の国庫負担金として十八億円受け入れ、また再保険金支払基金勘定から十七億円の受け入れを行いまして、歳入の合計三十五億円でございます。

そのうち果樹の再保險金の支払い、再保險費として十億円、それから農業共済組合連合会の交付金、掛金の国庫負担金でございますが、これを五億円、予備費二十億円、合計三十五億円という歳出でござります。

ただいま申し上げましたように、農業勘定の支払いは、予算現額では三百八十一億円ということに相なるわけでござります。これは申し上げました再保險費が二百二億円と、それから予備費の五十五億円と、そのほかに執行が不用になりました金額が合算いたしまして三百八十一億円あつたわけですが、異常災害の発生によりまして農業勘定の再保險金の支払い所要額が千四十八億円ということに相なりまして、七百六十七億円の

○政府委員(今村宣夫君)　統計情報部の作物調査結果につきましては、生育の状況を十分確認して適期に減収調査を行つておるところでござります。

東北地方におきます昨年の農業共済団体等の損害評価は、共済金の年内早期支払いということのために、ほぼ例年と同時期に開始をしておりますけれども、統計情報部の現地調査は、農業共済団体等の評価時期より約十日ぐらい程度を遅く行なわれておるということに相なっております。昨年の

れども、足切り水準といいますか、その引き上げ、かえつて農家の負担をふやすから云々といふようなのがありましたけれども、三割足切りといふことで、かえつて掛け捨てという事態も起きることが多いわけでしょう。実際、耕地ごとに見て、いって三割以上の被害が出る、そういうことは例外であるという場合もあるでしょうし、だからそういうことで一筆単位の引き受け方式、こういうのがそういう不満も出てくるわけですね、一つに

題でござりますから、やはり長期的な観点に立って十分検討してまいりたいと、かように考えております。

また、掛け捨ての問題がござります。確かに被害の割合の起こるところが少ないところにつきましては掛け捨て問題というのが非常に起りますので、私たちは無事戻し制度というものを、そぞろにつくりましては整備をしていきまして、なるだけ農家のためにしてこの制度が動くようになら

○政府委員(今村宣夫君)　統計情報部の作物調査課につきましては、生育の状況を十分確認して適切に減収調査を行つてゐるところでござります。この間にずれがある、こういふことはよく言われております。で、農林省は統計調査部の減収量調査を信頼してほしい、まあこういうように言つておられるということですけれども、こどしのような騒ぐ冷害が来る、こういうようなときには調査時期のときに対し最終の収穫時では相当変化が出てくる。そういう点、こどしは特に留意して十分な評価をしたのかどうか、損害評価をやつたのかどうか、その辺をひとつ伺いたいんです。

酌から見て、都道府県間に著しい公平を欠くようになことにならないように、統計情報部の資料を参考して連合会の評価高を審査、認定をしておるというのが実情でござります。しかし私たちは、この統計情報部の資料は主として減収調査でござりますが、資料をそのまま利用するということではなくて、これに一定の幅を設けて調査をしておるというのが実情でござります。

○鈴木一弘君 先ほど和田委員から三割のいわゆる足切りの問題について質問が出ていたのですけれども、足切り水準といいますか、その引き上げ、かえつて農家の負担をふやすから云々というようなのがありましたけれども、三割足切りとい

うに努めるでございましょうから、やはりそこそこ一定の水準の、足切りというと非常に足が切らわるようで、やあいが悪いのですけれども、一つの幅があることが必要なんではないかと、しかしましては現行制度でも、御存じのとおり、農家単位方式では二割あるいは全相殺では二割といふように制度的にいろいろ工夫をいたしました。そういうふうな改善を図つておるつもりでござります。しかしこの問題につきましては、一つは補償内容の充実と、いうことが非常に大切な問題でございますから、やはり長期的な観点に立って十分検討してまいりたいと、かように考えております。

東北地方におきます昨年の農業共済団体等の損害評価は、共済金の年内早期支払いということとのために、ほぼ例年と同時期に開始をしておりますけれども、統計情報部の現地調査は、農業共済団体等の評価時期より約十日ぐらい程度を遅く行なわれておるということに相なっております。昨年の

うことで、かえって掛け捨てという状態も起きることが多いわけです。実際、耕地ごとに見ていて三割以上の被害が出る、そういうことは例外であるという場合もあるでしょうし、だからそういうことで一筆単位の引き受け方式、こういうのがそういう不満も出てくるわけですね、一つに

また、掛け捨ての問題がございます。確かに被害の割合の起こるところが少ないところについては掛け捨て問題というのが非常に起こりますので、私たちは無事戻し制度というものを、そこらへんにつきましては整備をしていきまして、なるだけ農家のためにしてこの制度が動くようになるとおもいます。

いと、そういうふうに心がけておるところでございます。

○鈴木一弘君 次は、いまの話でもよくわかるのですけれども、農家が進んでというか、農業共済にどんどん入って、農業經營というものの、農家經營といふものをより安定にしていく、それは非常に大事なことだと思いますが、その国庫負担を一層引上げてそらして入りやすくするというようなことはいかがですか、その点は。

○政府委員(今村宣夫君) 確かにお話のように、国庫負担率を上げるということは農家にとっても共済に入りやすいし、ということは農家の負担も減るわけでござりますから、国庫負担につきましてはできるだけこれを引き上げるということが望ましいことは当然のことでございます。そこで現在、農作物共済につきましては五九・六%まで、約六〇%まで国庫負担が上がつてております。これは数十年前あるいは制度発足時から比べますと、相当の水準まできておるんではないか、蚕繭共済については五六・六%、果樹共済については五〇%というふうになっておりまして、他の共済事業と比較してもかなり国庫負担率は私は高い方ではないかと考えております。したがいまして、これをいますぐ引き上げるということは非常なむずかしい問題を含んでおるわけでございます。家畜共済の掛金、国庫負担割合については、さきの法改正によりまして、牛は二分の一、それから種豚につきましては五分の二に引き上げ、新たに肉豚についても三分の一の国庫負担を行つことにしたところでございまして、先般の制度改革の、また何といいますか、相当な成果と私たちを考えるわけでございますが、恐らく農家の方々にとつてはもつともつといふ気持ちはそれは強いところであろうと思ひます。したがいまして、いまこれを国庫負担をさらに引き上げることにつきましてはなかなかむづかしい問題でございますが、特にいろいろ問題がございます、畜産等につきましては、その畜産の動向も見ながら、慎重かつ十分に検討をしていく考へで、そうしてまい

りたいといふふうに考えておるわけでござります。

○鈴木一弘君 四十九年から畠作物の共済、園芸施設共済、試験実施中ということですけれども、本格的実施は五十四年からといふんですけれども、実施のめどと、試験実施の過程はどういうふうに経過とつて来られたか、それからどういうものを畠作物では考えようとしてるのかですね、それをちょっとお伺いしたい。

○政府委員(今村宣夫君) 畠作物共済の本格実施までのスケジュールをどのように考えておるかといふことでございますが、私たちは四十九年に試験の実施を始めたのでございますが、五十二年度におきましてはその試験実施成果、三ヵ年やつましたので、それの取りまとめとそれから本格実施のための制度検討会を開きたいと思っております。そういたしまして、五十三年度に法案を国会に提出いたしましたと思つております。まあ、幸いにして法律が成立いたしましたならば、五十三年度中はその制度の普及、推進を図つていきました、五十四年に本格実施すなわち引き受けを開始するという、そういう段取りで取り進めたいと思つておるわけでございます。

畠作物共済につきましては北海道におきまして、パレンソ、てん菜、大豆、それから小豆、インゲンの五作物につきまして、鹿児島県及び沖縄県におきましてはサトウキビについて試験実施を行つておるところでござります。畠作物共済について本格実施に移るためには、おっしゃるような共済目的の範囲をどうするかという、そういう問題がございますが、そういう問題も含めまして、保険の内容等につきいろいろ検討を要する問題がござりますが、そのスケジュールから見ましても、最も最早しても昭和五十四年度になるものと見込んでおる次第でござります。なお、また五十二年度が、本格実施制度の仕組みについて検討を行うこと

を予定しておりますが、その際にはこれまでの試験実施経過でありますとか、あるいは関係地域の意見等十分考慮して検討を進めてまいりたいと考えておる次第でござります。

○渡辺武君 先ほど來、問題になつております農業共済の足切りの問題です。農民の方の強い要望は、せめて被害を受けた八割から九割ぐらいは共済で補償されるようにしてほしいというのが非常に強い要望なんですね。私どもはまあこれは急ぐ問題ですから、だからいま直ちに八割、九割といつてもなかなか農林省の壁も厚がるると思いまして、一筆方式の場合は現在の三割足切りをせめて二割程度のところまで引き下げたらどうだと、それから農家単位引き受け方式の場合、いまの二割足切りをせめて一割程度まで引き下げたらどうだといふうに要望したいんです。いろいろ先ほどできないう理由などを挙げておられましたけれども、これは何もいまさら長期的視野に立つて検討するという問題じゃないと思うんですよ。被害が起きて、これをどう救済するかという、いわば緊急差し迫った問題だと思ふんですね。で、その保険制度、だから多少は農家に負担はさせるのが社会的通念だというような御趣旨のことを言つてますが、何も一〇〇%全部補償しろと言ふんじやないんです。そぞろにかく昨年の農産物の被害総額、私の手元にある数字ですと、四千九十三億、共済金の支払い総額は千百二十五億、つまり約三千億の損害が補償されていないんですよ。農民にとっての負担になつてゐるんです。だからこれをもつと軽減しろということを言つていい。それの点どうですか。

○政府委員(今村宣夫君) 御趣旨は非常によくわかるのでござりますが、どの程度のところでどういうふうにやるかという問題がござります。それは先ほど申し上げましたように、一つは掛金と補てん率の問題でござります。それからもう一つは、農家の經營、農業經營がむずかしくなるような場合におきます自作農資金の維持の問題がござります。したがいまして、災害につきましての法の発動の問題でござりますし、それからもう一つは、共済金の支払いいでござりますし、一つは、明年度の経営費をどうするかという問題の天災融資法の問題でござりますし、それからもう一つは、農家の經營、農業經營がむずかしくなるような場合におきます自作農資金の維持の問題がござります。したがいまして、災害につきましての対策としてはそういうふうに総合的な措置を講じてまいりておるわけでござりますが、共済の問題につきましては先ほど申し上げましたもろもろのむずかしい問題を抱えておるわけでござります。

○渡辺武君 とにかくもろもろのむずかしい問題がある、そのもろもろのむずかしい問題の一つとある、その点につきましての十分な検討が必要なのがある、その点につきましての十分な検討が必要なのが、それが財政負担で処理をすべきものであるというお話を出るかと思います。それで、先ほどあなたが挙げられたのは、これは農家の掛金率の問題ですわな。しかし、これも実際

を見てみますと、水稻の掛金率は全国平均昨年たしか三・九一%だったと思うのですね。ところが、四十六年の大災害を含むこの五カ年間の被害率は二・四八%くらいなんです。しかもこの被害率というのは年々下がってきているというような実情ですよ。実際の平均的な被害率に比べて、農家の水稻の場合ですよ、掛金率三・九一%というのはこれは私は高いと思うのですね。これは引き下げ余地があると思うのです。掛金率を。その証拠にはこの農作物共済の保険収支、これを見てみると、約三百五十八億円の黒字になつてあるんです。だから農家は掛け捨てになつてしまらぬということも言つてゐるわけですよ。実情にこれまた外れているんです。そういうことを一つの理由として、足切りのこの率の引き下げということを困難だ困難だと言つて、これは全く農林省の方針というのがいまの農業の実情に合つていないと私は思つたんだ。その点どう思われますか。

○政府委員(今村宣夫君) おしゃりを受けるかもしれないが、実は私たちが足切り水準を引き下げた場合に、もちろん国庫負担も伴いますが、農家負担がどれだけぐらいふえていくであろうかといふことの一応の試算をいたしてみますと、足切り三割というところの十アール当たりの農家負担掛金は、現在足切り三割で共済金額は七万一千六百十円で掛金率が三・九一%、国庫負担が五九・一%ということになりますと掛金総額が二千八百一円、こういうことになりまして、それの国負担部分が千六百五十五円ぐらいになります。つまり一割にしますと約一九〇%ぐらい掛金が上がりますが、これを二割足切りにいたしますと大体六八%ぐらい掛金が上がるわけです。それから足切り一割にしますと約一九〇%ぐらい掛金が上がります。足切りなしということになりますと実は四・七八%ぐらいに相なるという問題でございます。したがいまして、もちろん国庫の負担の増加はそれに伴いますけれども、農家の方にもそういうふうな実りますが、これを二割足切りにいたしますと実は掛け金の増加を伴うわけでございまして、それはおっしゃるように、掛け金率の三・九%は高いから

それを下げればいいというお話をござりますけれども、それにもやっぱり限度があるわけでござりますから、したがいまして、そういう足切り問題と、それから国庫負担の問題と農家負担の問題といふ全体的な問題を十分考えて、どの程度のことろでどういうふうに処理をするのがいいかということは十分な検討を必要とするのではないかとうふうに考えておる次第でございます。

○瀧辺武君 いろいろ条件を並べられましたが、問題は、農家に負担のあんまりがならないようないうことで災害の補償ができるようなどいふことだと思うのですね。当然問題は国庫負担の問題になつてくると思うのです。そのくらいのことを考えなきや、いまの、あなた、農業の危機なんというものは、これは解決できませんよ。改めてその点について答弁求めます。

同時に、もう一つ、もう時間がないんで一緒に伺いますが、農業共済制度を一番末端で支えている人たちですね。損害評価員、それから共済連絡員、この人たちに対する国庫補助に当たつての単価ですね。これあんまり低過ぎると思いますけれども、どんなふうに考えておられるか。

○政府委員(今村宣夫君) まず損害評価員の方でございますが、これいろいろ考え方がございまして、損害評価員とか共済の連絡員は、共済相互扶助の精神でやっていくのだというのがわりあい本に合った考え方であったわけでございます。したがいまして、その経費については國が実費償償するんではなくて地元負担を原則にするんだといふうふうな考え方であつたわけでございますが、共済連絡員につきましては、昭和三十五年度から、それから損害評価員につきましては、昭和四十九年度から補助の対象にいたしまして、自來その引き上げに努力をしてきておるわけでございます。実は五十二年度におきましても、金額は少ないけれども、引き上げ率といたしましては四〇%ぐらい引き上げたということをございまして、私たちとしましては、やはり災害の評価と、問題に携わる損害評価員の方々の手当につきましては

しては、今後やはり十分に考えてまいらなければ
ならないと思いますので、今後も予算折衝の段階
におきまして財政当局と十分協議をいたしたいと
考へておる次第でござります。

それから、最初の点につきましては、私が先ほ
ど申し上げましたいろいろむずかしい問題がござ
いますので、私たちとしましても誠心誠意検討を
さしていただきたいと思つておる次第でございま
す。

○田淵哲也君 それでは時間もありませんので、
簡単に質問したいと思いますけれども、これは大
体共済保険でありますから、結局私は、危険を補
償するための掛金と給付の関係、その運用がうま
くいくならば私は農家の人は進んでこれに加入す
ると思うんです。しかも、これは国庫負担がかな
り多額にあるわけですから、普通の保険に比べた
らきわめて有利である、それにかかわらず農家の
人の加入が少ないというのは、私は運用上に問題
があるんじゃないかと思うんですね。その一つに、
やはり先ほどから問題になつております足切りの
問題があるのでないかと思うんです。だから、
三割がいいか、二割がいいか、一割がいいか、い
ろいろ論議があろうかと思いますけれども、この
辺の運用の改善ということはやはり必要ではない
かと思うんです。これについて、改善の方向につ
いてどう考えておられるのかお伺いをしたいと思
うんです。

○政府委員(今村宣夫君) 農災制度は御存じのと
おり保険制度でございますから、法律でその仕組
みをずっと規定をいたしてござります。したが
いまして、私たちいたしましては、それに基づ
きます適切なる制度の運用ということについては
常に必がけておるところでござります。また実際
の運用上で農家負担の軽減を図り得る部分とい
ふべきままでの運用の改善は図つていくつもりで
ござりますが、先ほどのような、まあ何といいま
すか、三〇〇%問題等につきましては、これは制度
改正を要する問題でございますから、先ほどのよ

○田淵哲也君 損害額に応じて全額補償する比例でん補方式といふもののが非常に強いわけです。しかし、これは現実の問題としてなかなか実現はむずかしいだらうと思ひます。したがつて、たとえば全損の場合に一〇〇%補償しろとは言ひません。この場合に八〇%とか、その辺の補償でがまんしてもらうというのはやむを得ないかもわかりませんけれども、しかし足切りがたとえば二割ある、それまでは全く恩典が受けられないということになりますと、やはり掛け捨てという感じが広がるわけです。だから、若干この線を、二割足切りでずっと真っすぐ引くんじゃなくて、若干傾斜させるとか、そういう考え方はとれないわけですか。

○政府委員(今村宣夫君) お話しのように比例でん補方式に改めるということにつきましては、なかなかこれを処理をするということは実際問題としてむずかしい問題でござります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、たとえば実損でん補率の引き上げを図るということで、従来は七〇%掛けの〇・九というふうなからうで、一筆方式につきましては実損でん補率が六三%でございましたのを今度七〇%に引き上げるといふうな、そういうふうな実質的な改善はいたしたわけでございますが、先ほど申し上げたような掛け捨て問題につきましては、私たちとしましては、現在の制度のもとにおきましてはやはり無事戻しがで、あり、また必要なことではないかと、こう思っておりまして、今回の改正におきましても制度改正の一環として無事戻し制度を拡充いたしますために、積立金いたしまして無事戻しに充当できるといふふうな形に改めたわけでございます。そのよう

に改正をできるところは改正をいたし、あるいは改善をいたしまして、できる限り農家に受け入れられやすい共済制度にいたしたいということに努めておるところでござります。

○田淵哲也君 無事戻し制度の場合は、現在まで大体三年間その被害がなければ大体掛金の三分の一戻つてくるというふうに伺つておりますけれども、今回は具体的にどのように改善されますか。

○政府委員(今村宣夫君) 三分の一が二分の一に改まつたということでございます。

○和田静夫君 まだ譲り間に問い合わせありませんから正確であるかどうかわかりませんが、農林大臣、何か訪ソされるような予定があるようになつておりますので、この機会に若干それらの内容について質問しておきたいと思うのですが、まずアメリカ、カナダ、オーストラリア、ECなど二百海里漁業専管水域の設定によってわが国が厳しい状況に立たされているわけですが、この国際環境をどういうふうに受けとめられ、認識をされていわるですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 海洋法会議でまだ結論が出ておりません段階におきまして、アメリカ、カナダ、それにソ連、EC、その他の国が二百海里漁業専管水域を国内法または宣言によって決定をしたということにつきましては、私ども非常に遺憾に存じておるところでございます。しかしながら、アメリカにおきましては、御承知のように、国内法で漁業保存管理法、これを制定をいたしまして、それにソ連がこれを認めるということとで米ソの間で協定が締結された。日本に対しましてもアメリカは、この保存管理法を認めない限り、二百海里の中では操業させない。こういう強い態度で日本の対応を迫つてきたわけでござります。わが国といたしましては、こういう厳しい現実を踏ままして、昨年六月以来交渉を続けてまいつたわけでありますが、その結果、暫定協定並びに基本協定を締結することにいたしました。基本協定につきましては、いすれ国会の御審議、御承認をお願いをすると、こういうことにいたしておる

わけでございます。暫定協定につきましては、政

府としては国会の御承認を得なければ最終的な態度が決まらぬわけでござりますから、暫定協定としては政府間でいろいろ話し合いをいたしましたところの新しい操業秩序、これを民間団体であります大日本水産会等を通じまして米側の要求いたしましたところの許可証の申請でありますとか、いろいろの手続をすることにいたしたわけでござります。

漁獲量の問題につきましては、わが方としては、できるだけ今日までの歴史的な実績を確保すると、こういう基本方針に基づきまして粘り強い交渉を続けてまいつたところでござりますが先般、アメリカ側は、長い日米間の友好関係の基礎の上に立ちまして、日本の過去の実績の約八九%に相当いたしますところの百十九万一千トンの漁獲量の割り当てをしてまいつたわけでございます。

なお、入漁料を払うことになるわけでございまして、これは漁船につきましてはトン当たり一ドル。なお、母船につきましてはトン当たり五十セント。さらに漁獲の船側渡しの価格の三・五%、これを入漁料として支払う、こういうことで妥結をしたわけでございます。漁獲量の割り当ての面からいたしますと、九〇%に近い割り当てを、実績を確保いたしたことではございませんけれども、しかし、内容的にはアメリカの監視船の厳しい監督下に操業しなければならない、そういう状況等を見てまいりますと、きわめて厳しいものである、このように受けとめておるわけでございます。

今後、他の国との二百海里時代を迎えるまでの間で、日本の漁業のあり方、また、経営の合理化、国民の皆さんに対するたん白食糧の過半を供給しておる漁業の今後の充実、整備ということに力を入れていただきたいと、このように考えております。

○和田静夫君 そこで、わが国としては二百海里の漁業専管水域を設定するお考えなわけですか、これ。その場合にどういう条件のもとでやられる

のか、決断をされるのか。

さらにもう一つは、領海十二海里というものの設定というものが二百海里漁業専管水域の前提となるのかどうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) まず、領海十二海里的問題からお話を申し上げたいと存じます。近年、日本の沿岸におきます外國漁船の操業によりましていろいろの沿岸漁民の操業上の制約も受けております。また、定置性の刺し網その他に対する漁具の被害というのも続出をいたしております。また、廃棄物の投棄等によりまして漁場が荒廃をしておる。こういうようないろんな深刻な被害が出ておるわけでございまして、政府としては沿岸漁民の利益を保護するという立場から、緊急に、一日も早く領海幅員を十二海里に拡張をしたい、こういう方針を固めまして、ただいま私が、總理の使命を受けまして國務大臣としてこの領海十二海里法の立法の作業を調整をし、進めておるところでございます。まあ一番關係の深いところはソ連でございますが、ソ連も御承知のように、すでに領海十二海里をとつております。私は、まず、この十二海里で沿岸漁民の保護を図る。次に、海洋法会議の動向等を見きわめながら二百海里専管水域の問題は慎重に考えていかたい。と申しますことは、御承知のように日本の近隣には韓国並びに中国が指揮の間に存在するわけでござります。現在日韓の間には日韓漁業協定あり、日中の間には日中漁業協定がございまして、比較的新しい時代の出発点である、それなくしては今後の漁業交渉に入れないと、こういうことをおっしゃつておるわけでございまして、いつもの場合でありますと、日ソ漁業交渉が煮詰まつてしまひまして、最終段階において必要があればイシコフ大臣と農林大臣が会うというのが今までのしきたりであったわけであります。今はそのような状況で私がイシコフさんに会いまして、新しい二百海里宣言をした事態を踏まえて、これから的是非交渉の枠組みについてお話し合いをする。二十億、まあ今後その他にも生ずるでしょうけれども、これに対する融資ですね、また中小漁業者への助成措置などについて、具体的に対策をす

すような事態になりかねない、こういうようなことも考えまして、二百海里漁業専管水域の問題につきましては海洋法会議の動きを十分注視しながら慎重に対処していきたいと、こう考えておる次第であります。

○和田静夫君 二十八日から行われると言われる日ソの大蔵交渉、あるいは三月十五日から日ソ漁業委員会に臨まれるわけですね。ここで、ソ連との交渉で、何か最低限ぎりぎり譲れない線というのはすでに大臣の頭の中にあるわけですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のように、昨年暮れにソ連は最高幹部会令によりまして二百海里宣言をやつたわけでございます。すでに二百海里はしかれておると、こういう立場をとつておるようございます。一方、御承知のように、日ソの間には日ソ漁業条約といいうもののが存在をいたしております。そこで、新しい幹部会令である二百海里のこの事態と從来の日ソ漁業關係を規制する日のお話を端的にお伝えをいたしますと、日本の漁業の責任者である私とイシコフさんが会うことが新しいかと、これから日の新しい漁業關係の枠組みを決める必要があると、まあイシコフさんのお話を端的にお伝えをいたしますと、日本の漁業協定、こういうものをどう一体がみ合わせていくかと、これから日の新しい漁業關係の枠組みを決める必要があると、まあイシコフさんの話をお聞きに入れないといふ、こういうことをおつしやつておるわけでございまして、いつもの場合でありますと、日ソ漁業交渉が煮詰まつてしまひまして、最終段階において必要があればイシコフ大臣と農林大臣が会うというのが今までのしきたりであったわけであります。今はそのような状況で私がイシコフさんに会いまして、新しい二百海里宣言をした事態を踏まえて、これから的是非交渉の枠組みについてお話し合いをする。二十億、まあ今後その他にも生ずるでしょうけれども、これに対する融資ですね、また中小漁業者への助成措置などについて、具体的に対策をす

に講ぜられて いますか。

○国務大臣(坊秀男君) 今回の漁獲割り当て量及び入漁料は当初の予想に比べましてわが国に有利に決定されてはおりますけれども、関係業界にはなお少なからざる影響を及ぼすこと等も考えられますので、農林省とも十分協議をいたしまして適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○和田静夫君 そういう答弁だとすると、これ農林大臣ですかね、二百海里漁業専管水域の設定に伴つて日本への割り当て量がアメリカから通告をしてきたんだが、これの評価自身はどうなんですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、一番最初に締結をいたしました日米漁業交渉、この成果というものは、今後の他の国との交渉におきましても一つの重要な下敷きになる、まあこう考えまして粘り強く交渉を続けてきました。その結果は、当初予想いたしました実績の三〇%ないし二〇%の削減はこれは避けて通れないのではないかということが、どうにか一一%程度の削減でとどまりたということは、これは日米の長い間の友好関係の上に築かれたものであり、また国民的な御支援の結果でもあると、このように考えてはおります。しかし、いざれにしても入漁料も払わなければなりませんし、向こうの監視船の監督下で厳重な規制のもとに操業もするといふことで、なかなか内容的には厳しいものであると、こう考えております。そこで、これが魚価にストレートに反映をするとということになりますと、消費者である国民の皆さんにも大変負担になるわけでござりますので、また、石油ショック以来日本の漁業経営は非常に苦しい立場に立つております、その上に入漁料の負担もあると、まあこういうようなことで、今回の漁獲量の削減、こういうものがもうもろに一举にこれが負担としてかかるてくるというようなことは何とかこのショックを撃滅するような措置を講じてほしい、こう考えておりまして、大蔵大臣ともせつかり御相談をしておる、適切な措置を講じたい、こう考えておるわけであります。

○和田静夫君 その適切な措置は当然講ぜられなきやならぬのですがね、いま御協議になつてゐる

その適切な措置を講ずる結論を出される時期ですね、いつごろまでに、これは大蔵大臣の方、取り運ぶつもりなんですか。

○国務大臣(坊秀男君) このような措置の実施時期につきましては、米国二百海里水域法が本年三月一日から施行され、入漁料の支払いが前払い制となつてることから、五十一年度中に行う必要があると考えております。

○和田静夫君 続けて大蔵大臣。こういう情勢の結果魚の値上がりが非常に心配されるわけですが、値上がりをどういうふうにまず予測をされていますか。

○国務大臣(坊秀男君) 今回のアメリカの漁獲割り当てを見ますと、一部魚種を除きましてわが国の伝統的実績尊重に関する主張もかなり取り入れられた割り当て内容となつておるため、わが国総漁獲量としてはこれまでの漁獲実績を大幅に下回らないこととなつたので、このことによる水産物価格に対する影響は比較的小なものと思われます。しかしながら、今後わが国遠洋漁業をめぐる国際環境は一段と厳しさを増していくことは避けられない……

○国務大臣(鈴木善幸君) 大蔵大臣がおっしゃつたとおりでございますが、しかし、漁獲量が一割にせよ削減をされるわけでござりますから、農林省といいたしましては、この貴重な漁獲物はできるだけ最高度に加工あるいは保藏、流通の問題等を改善をいたしまして、これが有効に国民生活に寄与できるよういろいろな施策を強化してまいりたいと、このように考えております。

○国務大臣(坊秀男君) ちょっと途中で抜けましたか、いま農林大臣言われたとおりでございますが、要するに、そのことによりまして一段と厳しく増すことは避けられない見られるので、水産物の需給と価格の安定化を図つていくために、沿岸漁場の整備だとか、あるいはサバ、イワシ等多獲性の魚の食糧消費、利用の拡大及びその加工利

用技術の開発等について農林省とも十分協議して、遺憾なきを期したいと考えております。

○和田静夫君 いま出した沿岸漁業の問題ですが、沿岸漁場の整備開発に七年間で二千億円、こ

ういう投下計画があるようですが、これはどうい

う事業で、これによつてどのくらいの漁獲増大を見込むですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私どもは海洋法会議の動向をにらんでおりまして、どうしても海外の漁場でとつております約四百五十万トン近い漁獲は相当量削減を余儀なくされる、これをカバーするためには、日本列島周辺の沿岸沖合の漁場の整備開発を図る、あるいは深海その他の新しい漁場の開発を図る、そうして特に沿岸漁場開発整備によりまして資源をふやし、また栽培漁業等を盛んにしてそして海外で削減されます漁獲量を補完していきたいということです、五十一年度予算で二千億七ヵ年計画という沿岸漁場整備開発事業を公共事業として実施をすると、こういうことにいたしました

この栽培漁業、これは非常に各地とも成果をいたしておりまして、この投資によってどれだけの漁獲増を期待できるかということは、水産庁長官から御説明をさせることにいたしますが、専門家の研究によりますと、日本列島周辺に二百メートルよりも浅い部分、端的に大陸だなど申しますが、そういう海域が三千万ヘクタールあると言われております。現在増養殖その他に利用されておりますのは百五万ヘクタールないし百十万ヘクタール、こういう状況でございますが、これをせめて三分の一の一千万ヘクタールを開発利用するといふことになれば、将来沿岸の漁場で一千万トンの増産も可能であると、これ専門家が指摘をいたしておりますところでございます。私どもはそういう

方向で努力をいたしたい、かように考えております。

○和田静夫君 これ一言だけで農林大臣結構なんですが、二百海里水域関係所要予算をちよつとも

らいましたので、この二百海里対策といふこととも

踏まえて、今度の予算を大蔵との関係では農林大臣はどう評価されているのですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) この二百海里対策というのを広い意味で考え、また狭く直接な予算と、こういうふうに分析ができると思ひますけれども、まず第一に、実績の確保ということで漁業外交を積極的に展開をしたい、特に二国間交渉、これを粘り強く展開する必要があると、こう考えております。そのためには、場合によりますれば大型の交渉団等の派遣も考えていただきたいし、民間の業界が相手国の地域管理委員会等との接触も濃密にしていただか必要があると、こう考えております。大型の交渉団の派遣等におきましては、遠洋漁業ではやはり乗組員の方々の雇用問題、こういう問題も含んでおりますので、この交渉団の派遣等におきましてはそういう点も十分配慮してまいりたい、このように考えておるわけでござい

しております七ヵ年二千億円の沿岸漁場開発整備事業の成果等についてお答えいたしますが、現在この七ヵ年計画が完成いたしますと、私どもの計算では大体千二百平方キロぐらゐの漁場が整備されるというふうに計算をいたしております。この開発事業と、さらに先ほど大臣からお話しございま

した栽培漁業の振興というものをあわせますと、現在の技術段階ではなはだ残念でござりますけれども、大体六、七十万トン程度というふうに考

えております。

今後の問題といたしましては、先ほど大臣がお答えしましたように、周辺の大陸だ等を積極的に開発するためには、さらに技術的に解決を要する問題等がござりますので、それらをさらに急速に進めまして、私どもはこの増殖事業といいますか、漁獲量増大をさらに急ピッチに上げるという方向で努力をいたしたい、かように考えております。

今後問題といたしましては、先ほど大臣がお答えしましたように、周辺の大陸だ等を積極的に開発するためには、さらに技術的に解決を要する問題等がござりますので、それらをさらに急速に進めまして、私どもはこの増殖事業といいますか、漁獲量増大をさらに急ピッチに上げるという方向で努力をいたしたい、かように考えております。

今後問題といたしましては、先ほど大臣がお答えしましたように、周辺の大陸だ等を積極的に開発するためには、さらに技術的に解決を要する問題等がござりますので、それらをさらに急速に進めまして、私どもはこの増殖事業といいますか、漁獲量増大をさらに急ピッチに上げるという方向で努力をいたしたい、かのように考えております。

それから、日米の交渉結果では先ほど申し上げたとおりでございますので、大きな漁船、整理というようなことは回避することができたと考えております。しかし、どうしても削減をせざるを得ない漁船につきましては、海洋水産資源調査センターの方でチャーターをして今後の資源調査に当たらせる、あるいは南方の漁場に漁場転換をするとか、できるだけ減船によるところの損害、影響といふものを軽減するような配慮をいたしております。

なおまた、これが日ソ交渉その他これからあるわけでございますが、相当の減船等が出てくるという事態もこれは予想されるところでもございまして、五十二年度の予算には、具体的にそういう事態が起つておりますから、予算要求はいたしませんでしたけれども、そういう事態が発生いたしました際には、大蔵大臣と協議をしてできるだけの善処をすると、こういうことも両者の間で了解をいたしておりますところでございます。

○和田静夫君 二百海里問題で大蔵大臣、準備室が農林省の中に設けられたわけですが、国内対策が、中小業者の育成など物価対策などではこれは一本化した体制がどうもないように見えるんであります。今後そういう点非常に重要なつてくると思つていいんですが、大蔵大臣としてはどういう所信をお持ちですか。

それから農林大臣に、御存じのとおり北陸地方大変な雪害であります。もう災害と言つていい、單なる雪じやない、当然融雪害などが予想されまますね。これはきょうの法案との関係もありますが、十分これらが起きた場合の補償というのはお考えになつてしましょうね。

○政府委員(高橋元君) 二百海里の水産状況といふこととのとでの今後の物価対策でござりますが、先ほど大蔵大臣からお答えを申し上げましたように、関係の各省で連絡をとつてやっていく

わけでございます。物価につきましては経済企画庁が各省の調整をとつております。経済企画庁と関係の諸官庁なし私ども財政を扱つております大蔵省、相互に連絡をとつて遺憾なきを期してまいりることはもとよりであるというふうに考えております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 北陸、北海道その他の豪雪の被害、これは相当深刻なものがあらうか、こう思つております。国土庁を中心と被害の状況の把握に努めておるところでござりますが、農林省としても地方農政局その他を駆使し、また県当局とも緊密な連絡をとりながら被害の状況の把握に努めておるところでございます。現在のところ十億数千万円程度の被害があるという報告を受けております。しかし、農業関係の被害は融雪時に相手頭在化してくるわけでござりますから、農地あるいは林地あるいは農道、林道、さらにまた農業のいろんな施設がござります。施設の被害、そぞういうものに対しましては、できるだけ敏速に災害の査定もいたし、必要な措置を講じてまいりました。このように考えております。なおまた、いろんな金融措置その他等につきましても十分分配する必要がある、こう考えております。

○鈴木一弘君 これは最初に大蔵省に伺いたいんですが、ことしはこれだけの災害が起きている、そのためには冷害そのほかでこんな、農業勘定で四五百五十三億、果樹で五十八億というような巨額な繰り入れをしなければならなかつたといふ事態が発生しているわけですね。一体これは先々これが定例化してずっと何年も続くのかと、新聞等ではそういうような記事が出ておりますし、そういう長期的な予報、一体こういうような地球全体が氷河期に入ったんだはないかといふ声もある。それならそれなりの対応といふものを行わわれた議員の方も考えなければならない、国会の方も考えなければならぬと思いますので、その点についてどういうふうに予報されているのか。ことしも異常な寒波がやってきて、いまだに三月の半ばを過ぎなければ春が来ないというような予報が出ておるようですが、ことしと同じ災害、冷害があつた場合は来年五十二年にはどのくらい繰り入れなければならなくなりますか、全く金額は同じとして。

○政府委員(高橋元君) いろいろ前提をおかないでござりますが、たとえば秋の循環のうちで特にシベリアのたとえばウラル山脈、あの辺の付近の気圧配置を見ますと、これは来年の夏はそう悪くないんじやないかといふような資料であります。そういう資料もありますので、いまいろいろな資料を、最新の資料を集めまして、とにかく三月十日までに何とか結論を出そうじやないかと表しましたが、その中では、主に地球の特に北極を中心とした寒冷化に伴いまして、異常気象がこ

を生じました七百数十億という金額まではいかないかも知れませんが、それにしてもかなりの金額の不足は生ずるであろうというふうに思ひます。

○鈴木一弘君 これは仮定の質問ですからあれば計算をして後で見せていただきたいと思ひます。

それから、気象庁の長期予報課長さんに来ていただきたんでちよとお伺いしたいんですが、先ほど農林省の答弁で高緯度地域の寒冷化、それから南北の温度差の拡大、こういうようなことでござつたといふようになったと。昨年は御承知のようにヨーロッパは干ばつ、非常に干ばつになりまして、日本はこことは冷害である。ブラジルの方は霜が降つたというように、全世界的に気象異常が起きているわけですねけれども、一体ことしはこういうよう農業共済、今までの例にないほど再保険の繰り入れをしなければならなかつたといふ事態が定例化してずっと何年も続くのかと、新聞等ではそういうような記事が出ておりますし、そういう長期的な予報、一体こういうような地球全体が氷河期に入ったんだはないかといふ声もある。それならそれなりの対応といふものを行わわれた議員の方も考えなければならない、国会の方も考えなければならぬと思いますので、その点についてどういうふうに予報されているのか。ことしも異常な寒波がやってきて、いまだに三月の半ばを過ぎなければ春が来ないというような予報が出ておる

こととしと同じ災害、冷害があつた場合は来年

こ十数年は頻発するだらうと。その異常気象といふことは、特に低温とか干ばつ、そういういた種類のものが、時と場所は変わりますけれども、世界の各地に起るんではないかといふようなことを発表しております。その状況は現在でも変わっておりません。

ただ、いま御質問にありましたようなこととは冷害がどうか、来年はどうかということになりますと、傾向的にはそういうことは言えますけれども、その点はもう少し詰めないと何ともお答えしようがありません。現在、三月十日発表というごとでいろいろな資料を分析検討しております。こことの夏については、ですから三月十日までに何とか結論を出したいと思っております。そのいろいろな資料と申しますが、資料のうちでもよい資料と、ことしの夏はよいんじやないかという資料と、いや悪いという資料とがあります。そのうちの一、二、三申し上げますと、ことしの夏はよくないという資料には太陽の黒点が一つあります。太陽の黒点の極小期には、統計によりますと、九〇%ぐらいの確率で冷害が起つております。太陽の黒点の極小期は、これは予想になりますけれども、去年だとうなることもありましたけれども、いまの活動の状況を見ますと、ことしかあるいは去年に延びはしないかといふふうにも考えられますが、したがつて、まだ太陽の黒点の極小期は脱していない、ということは、かなりの確率でもつて冷害の起つておそれがあるんじやないかと、そういうふうな資料もあります。

ところが、一方では、いやそうじやないといふ資料もあります。それはたとえば秋の循環のうちで特にシベリアのたとえばウラル山脈、あの辺の付近の気圧配置を見ますと、これは来年の夏はそう悪くないんじやないかといふような資料であります。そういう資料もありますので、いまいろいろな資料を、最新の資料を集めまして、とにかく三月十日までに何とか結論を出そうじやないかと表しましたが、その中では、主に地球の特に北極を中心とした寒冷化に伴いまして、異常気象がこ

という現象がこの夏に何らかの形で影響するだらうと思います。そういうことも含めましていま検討しております。ただ統計的には、寒冬の次の夏は冷夏であるといふことは言えません。また統計的には何にも関係ありません。ですからも、こんな異常な寒波のときには何らかの形で、それはいい面か悪い面かわかりませんけれども、関係するんじやないかということで、現在それも検討しておりますので、結論はまだ申し上げられません。以上です。

○鈴木一弘君 いまの、世界各地の状況は変わらない、それで日本の場合は三月十日まで分析、検討していると、よくないといふ点から言えば九〇%冷害の可能性があるし、黒点の上です。それからよいというのでいけばそういうことはわからぬと、こういう御意見なんですねけれども、そうすると、ことしのよくな極端ないままで寒かつた、こういう例、これが夏に響くというのは、そういった前例はいままであるんでしょうか。

○説明員(青田孝義君) たとえば明治三十五年がそうです。大寒冬です。それから大正二年も大寒冬です。それから昭和二十年。この年はいずれもその年の夏は大冷害となつております。ところが大正十二年、これも大寒冬なんですねけれども、その夏はいい夏です。それから昭和八年も大寒冬なんですねけれども、この年は冷害ではありません。そういうことで、あるときにはよくなり、あるときには悪くなるということで、統計的には有意な差はないわけです。しかし、何かこうつながつてはいるはずですから、その辺のところはいろいろな資料を使いまして、これから、夏はやはり秋から冬、春を経て夏になるんですから、これをいろいろ経過を検討しまして、何とかつぱな予報を出したいと、こういうように念願をしております。

○鈴木一弘君 いまの長期予報課長のお話でも、公算はかなり強いと見なきやならないと思うのですね。それだけに先ほどから共済問題について、いろいろ掛金の問題であるとか、あるいは三割、二

割の足切りの問題であるとかと出ておりますけれども、そういう点の改善は、本当にこれは取り組んでいかないとえらいことになつてくるのじやないかという気がするのですけれども、この点農林大臣のお考えを承つておきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 農業共済制度の改善につきましては、さきの国会でも、国会の御審議をわざわざして相当の改善をしたところでございました。一筆方式の三割の足切りという問題もございますが、農家単位の方式もございまして、二割とか一割とかいうような給付もできるような制度も、皆さんのおかげででき上がっておると、こういうことでございまして、今後の問題につきましては、なお引き続き検討はいたしますが、当面、この適当な運用によりまして対処していきたいと、このように考えております。

なおまた、昨年の冷害の体験を十分私ども生かし、また反省をいたしまして、適品種の選択でありますとか、あるいは土地改良等の問題でありますとか、温水並びに灌漑排水等の問題でありますとか、あるいは適期に移植をするという問題でありますとか、土地づくりということなんかにも力を入れ、また、新しい耐冷性の品種の研究開発、そういう方面にも十分努力をいたしまして、できるだけこの冷害に対抗できるような対策を講じていただきたいと、このように考えておる次第であります。

○渡辺武君 先ほど大臣、ソ連のイシコフ漁業相に会われると、いうことをおっしゃいましたが、その交渉の内容でありますから、どうぞお聞きください。

○國務大臣(鈴木善幸君) お会いをして向こうのままでは、共同管理方式などといふことも一つの……

○渡辺武君 オーバーラップしますからね。

○國務大臣(鈴木善幸君) この点につきましては、共同管理方式などといふことは一つの有力な考え方だと、こう思つております。ただ、すでにソ連は二百海里というものを幹部会令によって設定をつけておる。これはもうすでに御承知のように、漁業専管水域の原則は余剰原則と、こういうことになっておりますので、その辺と、日本の今日までの実績、これをどういうぐあいに理解をしてもらいたい。ソ連側も妥当な実績確保の実現を期するか、そういう点が非常に重要な問題になるうかと思っております。

この「二百海里」の外の国際漁場という場合におきましては、共同管理方式などといふことは一つの……

○國務大臣(鈴木善幸君) 一筆方式の三割足切りの問題でござりますが、この点につきましては、前回の法改正で選択的に農家単位のものができるようになつましたわけございまして、これをしかし一番肝心な点は、新しい二百海里時代、そして一方におきましては日ソ漁業条約、こういうものもあるわけでございます。これをどういうふうに扱つて今後の日ソ漁業交渉の枠組みを決めおきます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほど、大臣お見えになる前に、この農業共済の先ほどもおっしゃいました三割の足切り、あるいは農家単位の場合は三割から二割にと、農家これを一筆方式の場合は三割から二割へと、この程度に単位方式の場合は二割から一割へと、この程度に下げることが、いまの農民の要求や実情に非常に沿つた道じやないかという趣旨の御質問を申しました。何分にも昨年約四千億円の被害があつて、農民の実際の負担になつたのは三千億、補償部分も、そのほんの少ないので、非常に強い要請なんです。いろいろ昨年改善がありましたね。あつたけれども肝心の足切りの問題については、全然手がつかなかつたということなんですね。なお、これは急ぐ必要があると思うんですけれども、やはり検討していただきたいと思うのですけれども、これが第一点。

それからもう一つは、農業共済で実際末端で苦労して働いておられる損害評価員、それから共済連絡員ですね、これに対する政府補助の単価が余りに実情からして低過ぎるんですね。五十二年度からは四割上がるというお話しですが、それでも一千二百七十円にすぎない。ですから農業共済の方が、農民の掛金の中からこれを補てんするということをやつているんですね。全国平均で言いますと、損害評価員の場合は五千三百六十円、共済連絡員の場合は四千七百六十九円と、かなりの負担をしているんですね。ですから、そういうことが、どうですか。

ら、なお今後とも検討してまいりたいと、こう考
えております。

また、そういう末端の仕事をいたします方々に
対する補助が低いではないかと、こういう御指摘
でございますが、この点は五十三年度予算の編成
の際等におきまして、大蔵当局とも十分頭に入れ
ておきまして交渉もして、話し合いもしてみたい
と、こう思います。

○渡辺武君 昔は岡山県、いまは熊本、福岡、大
分から四国の高知県に至るまで畠表をつくるイグ
サがずっとつくられているのですね。で、これは
農業共済の対象作物になつていてるのかどうか、こ
れを伺いたい。

○政府委員(今村寅夫君) 農業共済の対象には
なつております。

○渡辺武君 私、その現地の農家の方々に聞きました
と、何しろ農業共済に入ると掛け金は高いし、そ
れで災害に遭つても十分補償されないんでという
ことで、かなりしづら込みをするような意見もあり
ました。やっぱりひとつイグサ生産の実情を農林
省十分つかんでいるのかどうかという点も疑問に
なるわけですね。その点十分把握しております。

○政府委員(今村寅夫君) 共済の関係につきまし
ては、私どもから先に御説明をいたしますが、イ
グサにつきましては、昭和四十五年度から地域特
産物の保険制度の調査対象品目に取り上げまし
て、農家の意向の調査でありますとか、被害状況
といふうなもののが調査を行つてきたわけでござ
りますが、いろいろ被害率につきましての変動が
大きいとか、あるいは料率算定に必要な基礎年数
が足らないとかいうふうな問題のはかに、損害評
価の面にもいろいろ問題がござりますので、共済
制度をしくには、さらに調査、検討を続けていき
たい、私の方はさように考えておる次第でござ
ります。

○渡辺武君 このイグサの生産ですけれども、こ
れは一番寒いときに植えつけまして、一番暑い
ときに刈り取るので、大変な重労働なんですよ。
ところが、米はもう田植え機までできているのに、
農業におきましてもただ単に厚い保護を加える、
り災害がなければ幸運だということもありますけ

イグサの場合は刈り取りから植えつけから全部手
でやつている。機械化が非常におくれているとい
う点があるのです。

それからもう一点は、値段がこう乱高下するの
ですね、だから農民の間からはイグサの需要がど
うものに取り組んでいかなくてはいけない。それ
から作物につきましても、その転換についてより
くれば、それに応じたような生産ができるんだ
というような意見もあるんですね。同時に、岡山
がしにせなもんですから、それで、熊本の八代そ
の他でとったイグサも全部一遍岡山へ集めて、そ
れから売ると、こういうような形で流通機構が非
常に不整備なんです。それこれありまして、これ
らの問題を解決するために国がイグサ振興のため
の特別な法案をつくつてくれないか、そしてイグ
サ振興のための対策を講じてほしいという要望が
非常に強いんです。ひとつ検討していただきたい
と思うが、どうですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) イグサの生産の安定の
問題につきましては、中国農政局あるいは九州農
政局等で十分実情を把握いたしまして、たとえば
省力化、機械化の導入の問題でありますとか、い
ろんな面で改善をいたしますように指導してまい
りたい、こう考えております。

法律の作成が必要であるかどうか、これらもそ
ういう現状を把握した上で十分考えていいきたい、
こう思っております。

○田淵哲也君 農業共済保険の再保険の一 般会計
からの繰り入れの特例につきましては、これは當
然必要なことだらうと思いますし、賛成するもの
でありますけれども、ただ、大臣に一つお願ひし
たいことは、片や世界的に資源の有限時代に入っ
ており、しかも、先ほどからいろいろ論議されて
いる努力といふものがやはりなされておるであります
しょうし、そういう努力といふものはそれなりに
報われなければならないと思います。だから不時
のいわゆる不運な人に対する補償を当然しなけれ
ばなりませんけれども、同時にその努力に対する
見返りというのも必要であろう。そういう観点
から、私はこの足切りとこの補償率の問題ですね
おる、こういう中で食糧の自給率の引き上げとい
うものはきわめて重要な課題だと思います。そし
て一方では高度成長のいわゆる挫折によりまし
て、財政的にも非常に苦しくなつておる。私は、
農業におきましてもただ単に厚い保護を加える、
り災害がなければ幸運だということもありますけ

補助金を出せばよい、そういう発想から転換す
べき時期だと、このように考えるわけです。した
がつて、より大胆な構造改革というか近代化とい
うものに取り組んでいかなくてはいけない。それ
から作物につきましても、その転換についてより
くれば、それに応じたような生産ができるんだ
といふような意見もあるんですね。同時に、岡山
がしにせなもんですから、それで、熊本の八代そ
の他でとったイグサも全部一遍岡山へ集めて、そ
れから売ると、こういうような形で流通機構が非
常に不整備なんです。それこれありまして、これ
らの問題を解決するために国がイグサ振興のため
の特別な法案をつくつてくれないか、そしてイグ
サ振興のための対策を講じてほしいという要望が
非常に強いんです。ひとつ検討していただきたい
と思うが、どうですか。

そういう観点から、この共済保険制度について
申し上げますと、やはり農家の人たちの努力が正
当に報われるという制度にしなくてはならない。
ただ単に厚い保護を加えたらいいということでは
ないと思います。やはり一生懸命働いておる――
ただ、農業というものは天候に左右されたりある
いは災害というものを受けたりしやすいから、不
運な人に對して幸運な人がそれを補償する。それ
に対しても国家の補助というのも必要であります
しょう。そういう観点から、私はこの共済保険の
運用の仕方にについてより改善を加えていただき
たいと思うわけであります。

先ほどから、この足切りの問題も出ております
けれども、たとえばこの足切りで一筆単位方式で
すと三割までの被害がなければ一銭ももらえない
い。三割被害出した人も三割の被害にとどめるため
に一生懸命努力されたかもわからない。その人も、
今度は全損の人も全く同じ収入しか理屈の上から
は得られない。私はこういうこともこれでいいん
だらうかという疑問を持つわけです。だから、そ
の被害を受けた場合には被害を最小限に食いとめ
る努力といふものがやはりなされておるであります
しょうし、そういう努力といふものはそれなりに
報われなければならないと思います。だから不時
のいわゆる不運な人に対する補償を当然しなけれ
ばなりませんけれども、同時にその努力に対する
見返りというのも必要であろう。そういう観点
から、私はこの足切りとこの補償率の問題ですね
おる、こういう中で食糧の自給率の引き上げとい
うものはきわめて重要な課題だと思います。そし
て一方では高度成長のいわゆる挫折によりまし
て、財政的にも非常に苦しくなつておる。私は、
農業におきましてもただ単に厚い保護を加える、
り災害がなければ幸運だということもありますけ

れども、私はそれなりに農家の人も努力しておる
場合が多いと思うんですね。やはり灾害の被害を
受けなくて済んだという場合も多いと思うんで
す。そういう面で私は無事戻し制度というものに
ついてもより合理的に、より充実した制度にする
必要があるのではないか、こういう面でこの制度
の改善ということに積極的に取り組んでいただき
たいと思うんです。

以上、意見も交えて申し上げたわけですから、不
運な人に對して幸運な人がそれを補償する。それ
に対する国家の補助といふものも必要であります
しょう。そういう観点から、私はこの共済保険の
運用の仕方にについてより改善を加えていただき
たい、こう考えております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 足切り制度の問題でござ
いますが、軽微な被害につきましては、農民諸
君の御努力によつてこれを吸収していただく。ま
た、モラルリスクの問題もござりますのでござ
いますが、そういう点はござりますけれども、しか
し、この共済制度を今後とも充実してまいるとい
うことは非常に生産農民にとって重要な問題で
ござりますので、前回の改正にとどまらず、今後
とも引き続き検討を加えてまいりたい、このよう
に考えております。

○委員長(安田隆明君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は順次御発言を願います。——別に御発言
もないようですから、これより直ちに採決に入り
ます。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及
び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充
てるための一般会計からする繰入金等に関する法
律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(安田隆明君) 午前に引き続き、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

この際、委員長として一言つけ加えます。

昨年も前委員長より申し述べましたが、わが国の食糧自給の必要性が大きな政治課題とされていふ折から、政府は、今後の農政の進展に即応し、各種の奨励補助等の施策及び税制上における必要な特別措置のあり方について来年度以降速やかに真剣にかつ具体的に検討すべきものであると理事会において各党一致の意見が確認されましたことを重ねて申し述べます。

○國務大臣(坊秀男君) ただいまの委員長の御発言にあります御要望につきましては、政府といたしましても、過去の審議の経緯を十分配意しながら引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねてまいります。

○委員長(安田隆明君) 鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま大蔵大臣から御発言のとおり、過去の審議の経過を十分配慮しながら、引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねてまいります。

○委員長(安田隆明君) 山下大蔵委員長代理。

○衆議院議員(山下元利君) 衆議院大蔵委員会におきましても、ただいまの委員長の御発言につきましては、過去の審議の経緯を十分配慮しながら、引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねてまいります。

存でござります。

○委員長(安田隆明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認めます。

う決定いたしました。

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(安田隆明君) 午前に引き続き、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

この際、委員長として一言つけ加えます。

昨年も前委員長より申し述べましたが、わが国の食糧自給の必要性が大きな政治課題とされていふ折から、政府は、今後の農政の進展に即応し、各種の奨励補助等の施策及び税制上における必要な特別措置のあり方について来年度以降速やかに真剣にかつ具体的に検討すべきものであると理事会において各党一致の意見が確認されましたことを重ねて申し述べます。

○國務大臣(坊秀男君) ただいまの委員長の御発言にあります御要望につきましては、政府といたしましても、過去の審議の経緯を十分配意しながら引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねてまいります。

○委員長(安田隆明君) 鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま大蔵大臣から御発言のとおり、過去の審議の経緯を十分配慮しながら、引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねてまいります。

○委員長(安田隆明君) 山下大蔵委員長代理。

○衆議院議員(山下元利君) 衆議院大蔵委員会におきましても、ただいまの委員長の御発言につきましては、過去の審議の経緯を十分配慮しながら、引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねてまいります。

に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則（以下「通則」という。）3イ、ハ及びホ中「五十万円」を「百万円」に改める。

又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け

取る金額若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載がある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることによりに改めること。

別表第一第一号及び第二号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に、「三千円」を「五十円」に、「一万円」を「三万円」に、「一億円を超えるもの」を「五億円を超えるもの」に、「五億円を超える五億円以下のもの」を「十億円を超えるもの」に改める。

「二万円」を「三万円」に、「一億円を超えるもの」を「五万円」を「十万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの」を「百万円以下のもの」、「五百円」を「百円」に改める。

○委員長(安田隆明君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

午後六時十六分散会

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十六分散会

部を次のように改正する。

第四条第五項第三号中「五十万円」を「百万円」

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案

円に、「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第二十三号の課税物件欄を次のように改め、同号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百

(二) 登記の更正の登記又は登記の抹消
 (三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く)
 イ 営業所の設置の登記
 ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記
 ハ 登記の更正の登記又は登記の抹消

別表第一第十九号に次のように加える。

四 会社又は相互会社につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記(外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする清算に係る登記を含む。)

イ 商法第二百二十三条规定及び第二項(清算人の登記)(同法又は他の法律において準用する場合を含む)の規定による

清算人の登記

口 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記

ハ 清算の結了の登記

ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうちロに該当するものを除く)、登記の更正の登記又は登記の抹消

別表第一第二十号(中「一万円」を「三万円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に改め、同号(二)を次のように改める。
 ロ (トホに掲げる登記又は登記の抹消)個人につきその支店の所在地においてする登記

イ (ト)イからニまでに掲げる登記
 ロ (トホに掲げる登記又は登記の抹消)

別表第一第二十一号中「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「六千円」に改める。
 別表第一第二十二号中「六千円」を「一万八千円」に、「一万円」を「三万円」と、「三千円」を「九万円」に改める。

申請件数	一件につき六千円
申請件数	一箇所につき九万円
申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき六千円

三十三の二 撥発油販売業者の登録

申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき六千円

別表第一第三十四号中「三万円」を「九万円」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。
 別表第一第三十四号の二から第三十四号の四までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。
 別表第一第三十五号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。
 别表第一第三十六号中「行なう」を「行う」に、「三万円」を「九万円」に改める。
 别表第一第三十七号中「一万円」を「三万円」に改める。
 别表第一第三十八号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。
 别表第一第三十九号中「三万円」を「九万円」に改める。
 别表第一第四十号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。
 别表第一第四十一号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。
 别表第一第四十二号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第四十三号中「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「三万円」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。
 别表第一第四十四号中「五万円」を「十五万円」に改める。
 别表第一第四十五号から第四十七号までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。
 别表第一第四十八号中「一万円」を「三万円」に、「五万円」を「十五万円」に改める。
 别表第一第四十九号中「三万円」を「九万円」に改める。
 别表第二中「別表第一 非課税法人の表(第四条、第五条関係)」に改める。
 别表第二の農用地開発公団の項中「(昭和四十九年法律第四十三号)」を削る。
 别表第三中「別表第三 非課税の登記等の表」に改める。
 别表第三「別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)」に改める。

別表第一第十九号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。
 别表第一第二十号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」と、「三千円」を「九万円」に改める。
 别表第一第二十一号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」と、「三千円」を「九万円」に改める。

十四の二 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)	職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)	職業訓練法第二十四条第一項(職業訓練の認定)の認定に係る職業訓練のための施設の用に直接供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に直接供する土地の権利の取得登記
---------------------------	----------------------	---

別表第三の二十二の項及び二十九の項の第三欄中「(業務の範囲)」の下に「若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号へ若しくは二(業務の範囲)」を加え、「住宅金融公庫からの資金の貸付け」を「住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け(政令で定める貸付けを除く。)」に改め、これらの項の第四欄中「添附」を「添付」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受けた登記等につき課された又は課されるべきであった登録免許税については、なお従前の例による。

3 昭和五十二年十二月三十一日までに受ける登記等で当該登記等に係る申請書(当該登記等が官署又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。)が同年四月三十日以前に当該登記等に係る新法第八条第一項に規定する登記官署等(以下「登記官署等」という。)に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録免許税法第九条に規定する課税標準及び税率とする。

4 新法第二十二条及び第二十三条第二項の規定

第三欄の登記に該当するものであることと証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

は、この法律の施行の日の翌日以後に登記等に係る申請書が登記官署等に提出される場合における当該登記等に係る登録免許税について適用する。

5 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二号中「三百円」を「九百万円」に改める。

6 前項の規定による改正後の租税特別措置法第六十一条の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける同条各号に掲げる事項についての登記につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けたこれらの登記につき課された又は課されるべきであつた登記免許税については、なお従前の例による。

7 挥発油販売業法の一部を次のように改正する。

附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とする。

紹介議員 秦野 章君
政府は、個人の財産権に帰属した記名入国債を、速やかに償還されたい。

賜金国庫債券は昭和十二年七月七日支那事変発生以来、戦闘に参加した軍人軍属中、抜群の功績者のみに対し、論功行賞として一時賜金の国債をもつて個人に支給されたものであるが、戦後ボンダム宣言の受諾に伴い「昭和二十二年勅令第百十二号」の公布により、これらの国債が突然無効となつた。政府は一般国債については官報公示をもつて繰上げ償還を行つた。しかし個人記名の国債は、私たちが弾丸雨飛の中命をかけて働いた結果特に賜つたものであり、一般国債に比べなんら変わりないばかりか、真に貴重なものであるにかかわらず、一片の勅令という名で没収されてしまつたのである。戦後三十有余年を経た現在、今や老齢に達して収入の道も先細りとなり、厳しいインフレ下で今後の生活不安に募る一方となつてきた時に、かつて從軍中に交付された国債は、老後の生活を支えるべき大切な糧と頼んでいる。

第一六七号 昭和五十二年二月一日受理
一時賜金(記名入国債)還付に関する請願(三通)
請願者 神奈川県平塚市代官町二九ノ一七七号)(第一七八号)(第一八一號)(第一八二号)(第一八三号)
一時賜金(記名入国債)還付に関する請願(五通)
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀一
鳴津清外百八十名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一五六号 昭和五十二年二月三日受理
一時賜金(記名入国債)還付に関する請願(五通)
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀一
鳴津清外百八十名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一五七号 昭和五十二年二月三日受理
一時賜金(記名入国債)還付に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町三、三五五
大森竹重外五十九名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一五七号 昭和五十二年二月三日受理
一時賜金(記名入国債)還付に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町三、三五五
大森竹重外五十九名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

紹介議員 鈴木 省吾君
最近における景気の停滞、雇用不安、更には各種公共料金の引上げ及び諸物価の上昇は、国民生活を著しく圧迫しているから、政府及び国会は、国民生活の安定を図るために、景気浮揚並びに物価調整減税の措置を講ずるよう強く要望する。

第一三三号 昭和五十二年一月二十八日受理
物価調整減税の実施に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
議長 池田善治
紹介議員 鈴木 省吾君
最近における景気の停滞、雇用不安、更には各種公共料金の引上げ及び諸物価の上昇は、国民生活を著しく圧迫しているから、政府及び国会は、国民生活の安定を図るために、景気浮揚並びに物価調整減税の措置を講ずるよう強く要望する。

第一七〇号 昭和五十二年二月一日受理
所得税減税等に関する請願
請願者 名古屋市西区大野木四ノ二六六
小川里江外二千四百四十五名

第一九号 昭和五十二年一月二十日受理
一時賜金(記名入国債)還付に関する請願(八通)
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二
ノ二一ノ二八 桜井盛義外二百九
(第一六七号)(第一五六号)(第一五七号)

二月十日本委員会に左の案件を付託された。
一、一時賜金(記名入国債)還付に関する請願
(第一五六号)

二月十日本委員会に左の案件を付託された。
一、一時賜金(記名入国債)還付に関する請願
(第一五六号)(第一五七号)

紹介議員 岩間 正男君

一、所得税減税を直ちに行い、年所得三百五十万円(夫婦子供一人)まで所得税、住民税がかからぬようすること。

二、物価をつり上げ、国民に重税を押し付け、

中小企業者を苦しめる付加価値税の新設をやめ

大企業・大金持の特權的減免税を廃止すること。

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七五号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 山口県下関市筋ヶ浜町九ノ一二

中村喜久男外四千二百名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七六号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町一八 島津

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七二号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 静岡県外九千五百二十名

紹介議員 義雄外九千五百二十名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七三号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七七号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 静岡県戸田市喜沢一ノ三ノ一八

紹介議員 菊原一祐外三千四百九名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七八号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一七八号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 静岡県清川市長崎新田六一 嶺文

夫外一万二千七百九十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八一号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 名古屋市中村区名西通一ノ二 太

紹介議員 田義郎外二千二百一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八二号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 北海道室蘭市みゆき町一ノ一〇

紹介議員 七石田幸四郎外三千八百五十二

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八三号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田三ノ二三ノ二

紹介議員 小野信太郎外五千名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八四号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市白石区平和通六丁目南

紹介議員 中進外六千四百九十名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八五号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 田中清二郎外三千三百三十五名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八六号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字幸袋五〇 石橋

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八七号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 博外六千六百八十三名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八八号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 東京都江東区新砂一ノ一一ノ一

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一八九号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 静岡市青木五、四一ノ一四 岩

紹介議員 本義一外五千三百七十六名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 東京都墨田区立花一ノ二八ノ四
大山茂外三千十四名

所得税減税等に関する請願
請願者 宮崎県日向市大字明光寺三、六〇
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 岩間 正男君

所得税減税を直ちに行い、年所得三百五十万円(夫婦子供一人)まで所得税、住民税がかからないようにすること。

二、物価をつり上げ、国民に重税を押し付け、
中小企業者を苦しめる付加価値税の新設をやめ
大企業・大金持の特權的減免税を廃止

すること。

請願者 東京都荒川区東日暮里六ノ一三
一一 安田修外五千八百七十六名

所得税減税等に関する請願
請願者 東京都荒川区東日暮里六ノ一三
一一 安田修外五千八百七十六名
二名

紹介議員 春日 正一君

所得税減税等に関する請願

請願者 山口県下関市筋ヶ浜町九ノ一二
中村喜久男外四千二百名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 東京都墨田区立花一ノ二八ノ四
大山茂外三千十四名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 近藤 忠孝君

所得税減税等に関する請願

請願者 中村喜久男外四千二百名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 東京都墨田区立花一ノ二八ノ四
大山茂外三千十四名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ三五 繰好幸外二千六百七十
二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
二名

紹介議員 須藤 五郎君

所得税減税等に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 札幌市中央区南八条西一四丁目
星三男外四千六百五十一名
九ノ

四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

第一八九号 昭和五十二年二月一日受理

所得税減税等に関する請願

請願者 京都市東山区東大路松原上ル東入

星野町 木村秀夫四千名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一四九号 昭和五十二年二月三日受理

自家営業の家族専従者の給与を税制上全額経費として認めるとの請願

請願者 宮城県桃生郡河北町小船越字堤下

一ノ三

原史江外二百四十九名

紹介議員 渡辺 武君

自家営業に携わっている婦人の労働を正当に評価し、家族専従者の給与は税制上青色、白色申告の区別なく全額経費として認められたい。

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

二、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和

四十一年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

一、一時賜金(記名入国債)還付に関する請願
(第二七七号)(第三六五号)

一、所得税減税等に関する請願(第二九五号)
(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)

一、自家営業の家族専従者の給与を税制上全額経費として認めるとの請願(第三〇七号)

一、不公平税制の改善に関する請願(第三一五号)

一、付加価値税の新設反対に関する請願(第四一一号)(第四三八号)

一、不公平税制の改善に関する請願(第三一五号)

紹介議員 渡辺 武君
野瀬外五百六十名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 新潟市下木戸四二一ノ六 木村忠

作外六百二十八名

紹介議員 塚田 大顧君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 新潟市本馬越六四四 小柳清三外

五百九十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 東京都葛飾区堀切二ノ四一ノ六

五百九十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 宮城県仙台市中江一ノ二四ノ二二

五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 鈴木慎二郎外四千九百九十九名

五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 宮城県仙台市中江一ノ二四ノ二二

五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区穴生 寺町和人

五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 佐賀県佐賀郡久保田町草木田 中

五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 佐賀県佐賀郡久保田町草木田 中

五百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

第四一一号 昭和五十一年二月九日受理
付加価値税の新設反対に関する請願

請願者

神戸市東灘区住吉町中島四三四ノ

一灘神戸生活協同組合長 那須重

治外二千六百七十四名

紹介議員

中沢伊登子君

物価高をまねく付加価値税の新設をやめられた
い。

第四三八号 昭和五十二年二月十日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者

兵庫県尼崎市東園田町二ノ五六ノ

紹介議員

小谷 守君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業

勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、同勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

(一般会計からの繰入れ)

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金及び果

樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万千円を限り、繰り入れることができ

る。
2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剩余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第一一号）第六条第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

昭和五十二年三月一日印刷

昭和五十二年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W